

大津市協働のまちづくり推進計画

後期改定計画

令和8年度～令和10年度

(案)

大津市

令和7年12月



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨（私たちの目標）～みんなが活躍する「協働のまち 大津」～	1
2 各主体の役割と協働の体制	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 協働のまちづくりの現状	4
1 本市を取り巻く環境	4
2 協働に関する状況	7
3 関連計画における課題認識	14
第3章 大津市協働のまちづくり推進計画改定計画（中期）の進捗状況及び成果・課題	15
1 計画の進捗状況及び成果・課題	15
2 主要課題～進捗状況及び地域の現状から見えてきた課題のまとめ～	18
第4章 後期改定計画の基本的な方向性	20
1 計画が目指す地域社会の姿	20
2 協働の原則	20
3 これまでの経緯	21
4 施策体系	22
第5章 施策の推進	23
1 意識醸成と情報発信	23
2 市民公益活動の活性化（地域）	25
3 市民公益活動の活性化（市民団体）	27
4 地域・市民団体・事業者・大学等の連携促進	29
5 協働体制の確立	30
第6章 計画の推進体制	31
1 計画の実施体制	31
2 計画の進捗管理	31
参考資料	32
1 活動事例の紹介	32
2 アンケート調査結果	35
3 計画の策定経過	46
4 大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例	47
5 大津市協働を進める三者委員会	52
6 大津市職員協働推進本部	53
7 用語解説	56

第1章 計画の策定にあたって

1

計画の趣旨（私たちの目標）～みんなが活躍する「協働のまち 大津」～

大津市では、平成23年に施行された「大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例」第13条に基づき、協働のまちづくりにより「人と人のつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたくなる大津」を実現できるよう、平成29（2017）年3月に市の取組の基本方針と計画期間で成し遂げるべき重要な推進施策を定めた今後12年間（H29～R10）を計画期間とする「大津市協働のまちづくり推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

一方で、本市においても少子高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等により、地域課題が複雑化、多様化するとともに、新型コロナウィルス感染症の影響により、制限されていた活動等はコロナ禍以前の状況に戻りつつありますが、新たに社会的孤立等の課題も顕在化してきました。

こうした課題に向き合いながら、地域の多様な主体が参画し、つながりを持つことにより互いに支え合い共に地域の課題を解決する共助の意識を高め、地域の実情に応じた持続可能な地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

市民・市民団体及び事業者の三者が、対等な関係のもとで共通の目的、目標を持ち、共に支え、市民公益活動と行政が力を合わせて「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」ことができれば、自治の力は高まり、まちは活き活きとします。

後期改定計画では、社会情勢の変化を踏まえ、これまでの取り組んできた施策を振り返り、課題を検証し、これから本市のまちづくり活動につなげるとともに、子どもから高齢者まで全ての人がまちづくり活動に関わり、自分たちのまちに愛着と誇りを持てる、「みんなが活躍する「協働のまち 大津」」となることを目指し、地域のにぎわいを創る協働のまちづくりを推進していきます。

<参考>

「大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例」第13条（抜粋）

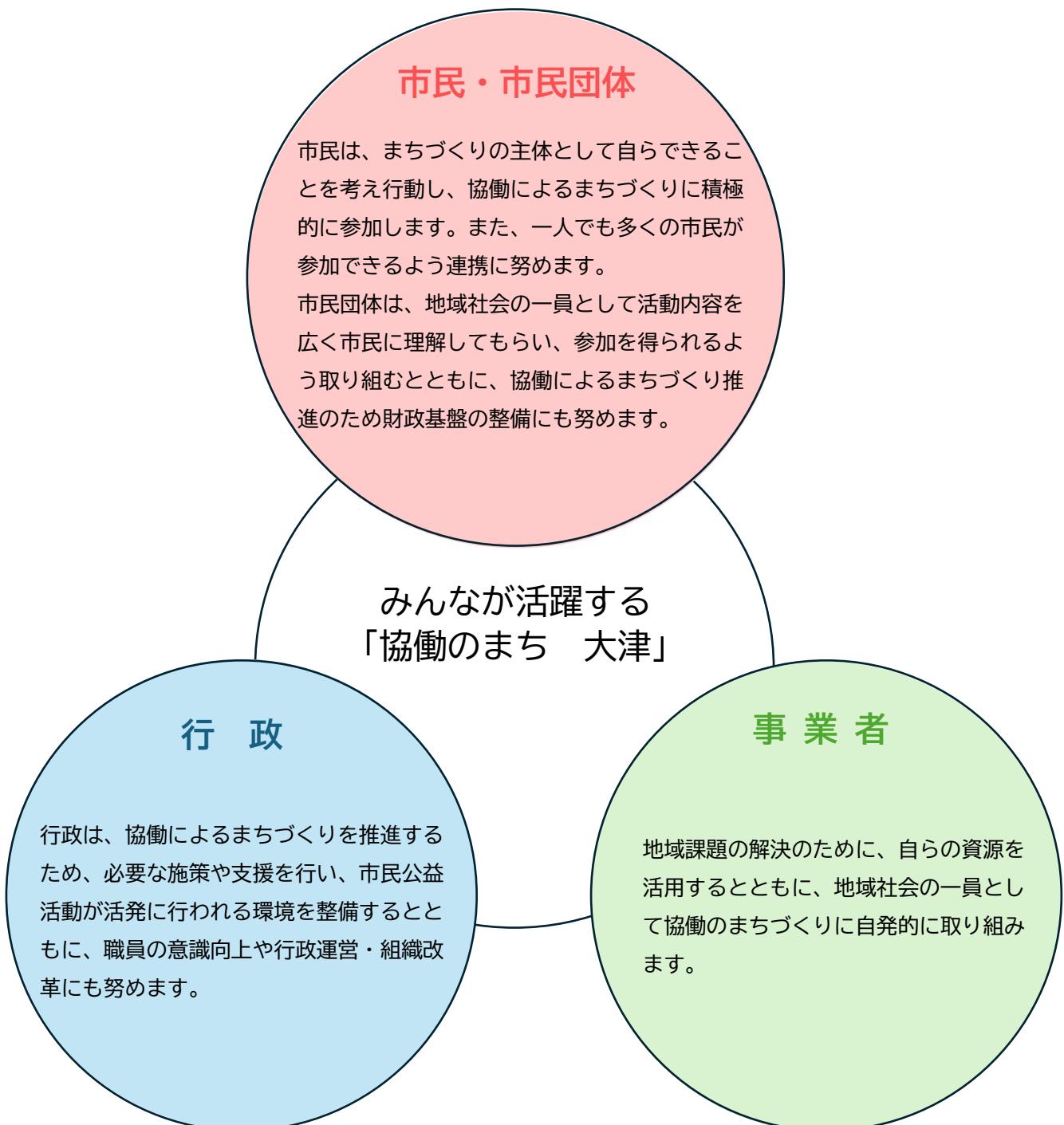
（大津市協働推進計画）

第13条 市長は、協働施策を総合的かつ計画的に推進するため、大津市協働推進計画を定めるものとする。

2

各主体の役割と協働の体制

「大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例」に基づき、まちづくりの取組主体を「市民・市民団体」「事業者」「行政」として、三者協働のまちづくりを推進しています。本計画においても、市民・市民団体、事業者及び行政が、その自主的な行動のもとに、互いの特性を尊重し認め合いながら、役割を分担して課題解決に取り組んでいます。



引用：大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例、大津市地域産業振興条例

3

計画の期間

本計画の期間は、「大津市コミュニティセンター条例」の改正検討により、中期計画の期間を1年延長したことから、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。また、12年間の最終の計画期間となることから、前期、中期計画を振り返るとともに、次期計画につながるよう検証していきます。

■計画期間



4

計画の策定体制

本計画は、時代の変化に対応し、協働によるまちづくりの推進を実効性あるものとするため、庁内の協働の推進組織である「大津市職員協働推進本部」や市長の附属機関として設置している「大津市協働を進める三者委員会」の審議を踏まえて策定を進めました。

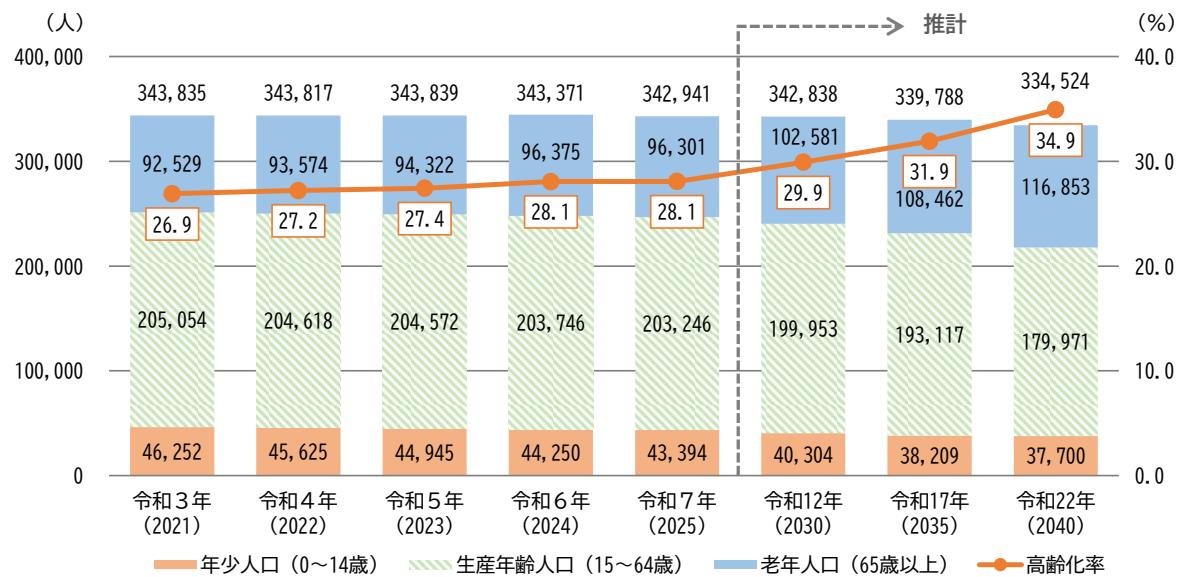
第2章 協働のまちづくりの現状

1 本市を取り巻く環境

(1) 総人口

令和7（2025）年の総人口は342,941人、高齢化率は28.1%となっています。

年齢3区分人口と高齢化率の推移と推計

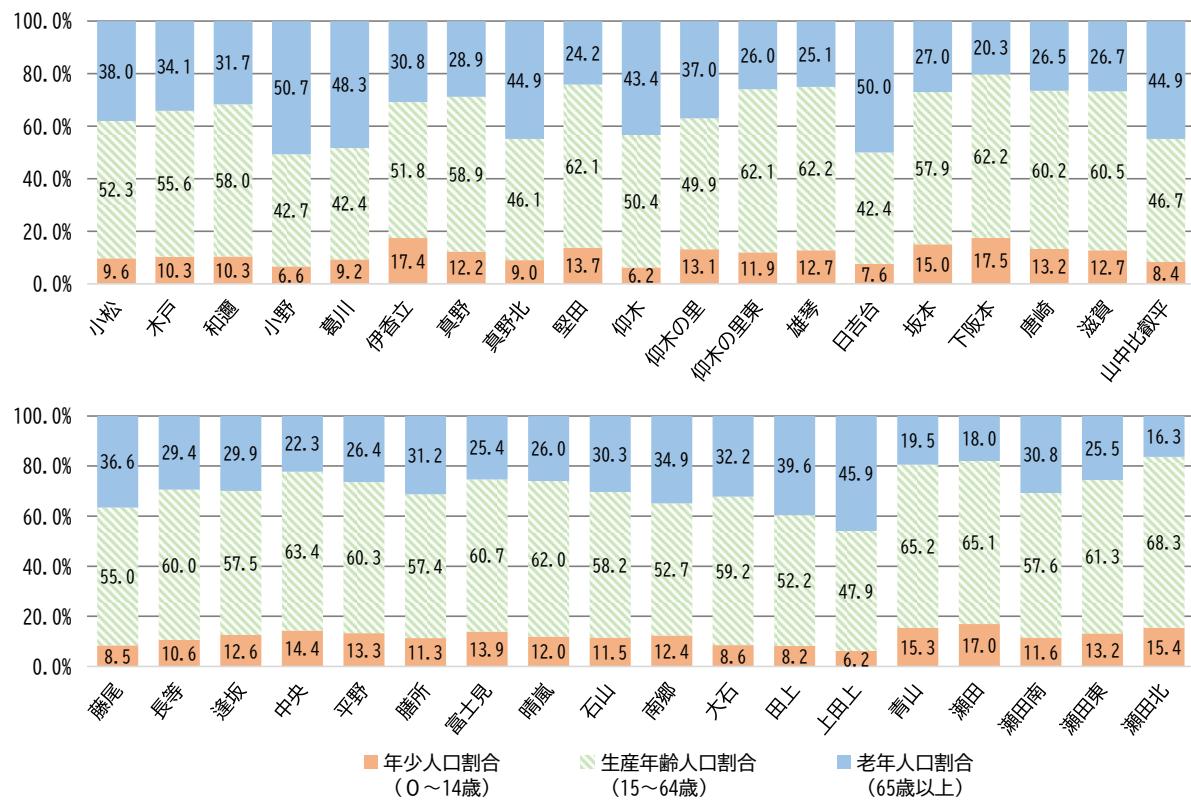


資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日現在）
【推計値】大津市総合計画第3期実行計画 2025-2028

(2) 学区別人口割合

下阪本、伊香立、瀬田、瀬田北、青山、坂本学区では、年少人口割合が15%を超えて高くなっています。一方で、小野、日吉台、葛川、上田上学区では、老人人口割合が45%を超えています。

学区別年齢3区分人口割合（令和7年）

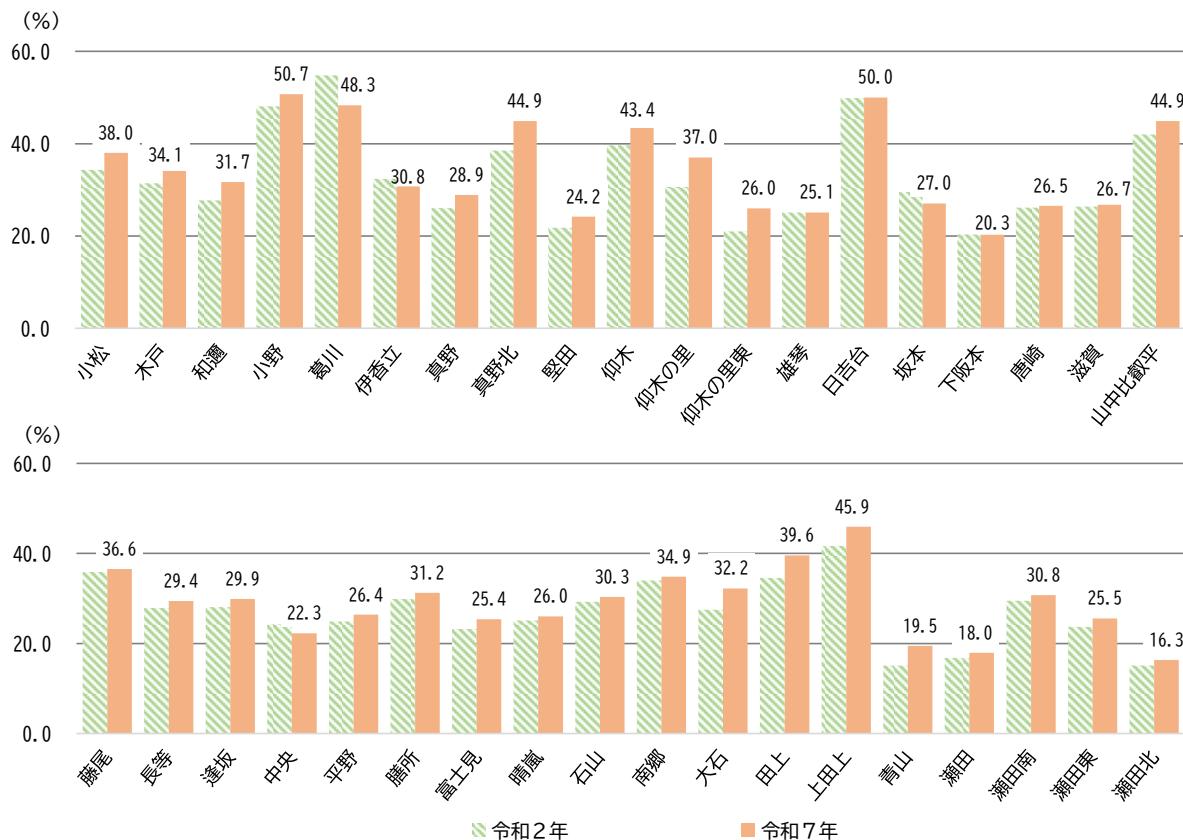


資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

(3) 学区別高齢化率

令和2年と令和7年の老人人口比率を比較すると、ほとんどの学区で上昇しており、真野北と仰木の里で上昇率が高くなっています。

学区別老人人口比率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

POINT

- 総人口は、令和5年以降減少傾向となっており、今後も減少が続く見込みとなっています。高齢化率は上昇を続け、令和17年には30%を超える見込みです。
- 高齢者の人口は今後も増加することが予測され、各学区においても高齢化が進んでいる状況です。
- 人口構造をはじめ、住居環境、交通環境など様々な面で地域によって状況が異なり、課題も違うことから、地域の実情に応じた取組が必要です。

2

協働に関する状況

(1) 地域活動における状況

令和7年9月に実施した「市民公益活動の支援・地域コミュニティに関するアンケート」より結果を抜粋して掲載しています。

◆市民公益活動の支援・地域コミュニティに関するアンケートの概要

実施期間：令和7年9月3日～9月17日

調査方法：郵送による発送・WEB回答

調査対象：18歳以上の市民、1,500人

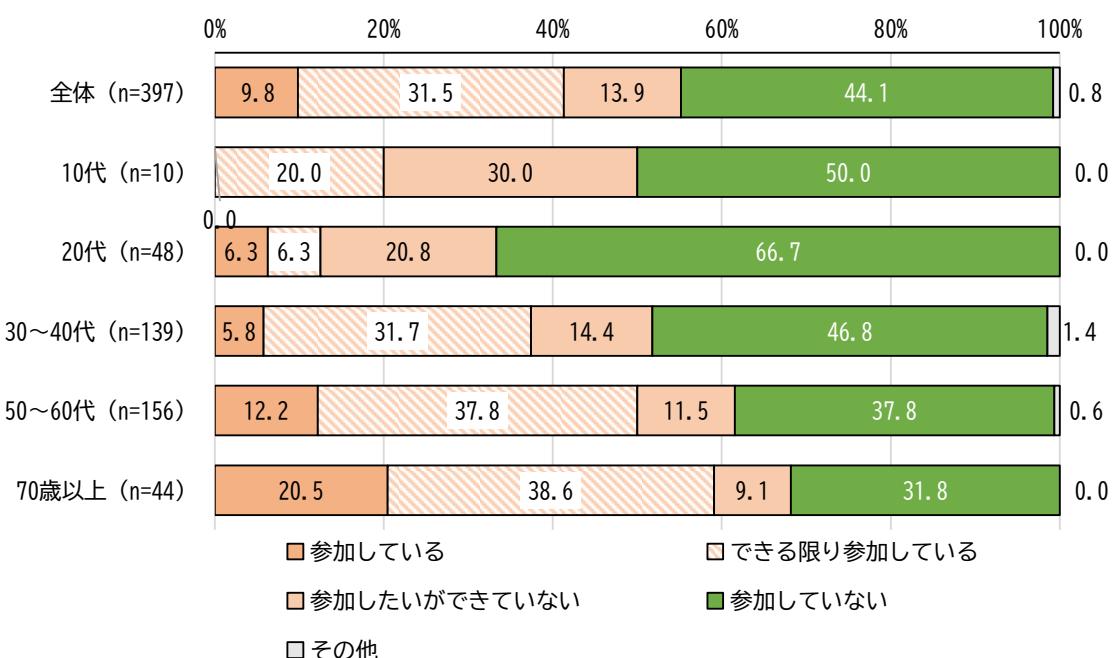
回収数：397人（回収率26.5%）

※集計は無回答を除く。

① 地域活動への参加状況

地域活動に参加している人は、全体で4割程度となっています。年齢別にみると、地域活動に参加している人は、20代で1割程度、30～40代で4割程度、50～60代で5割、70歳以上で6割程度となっています。

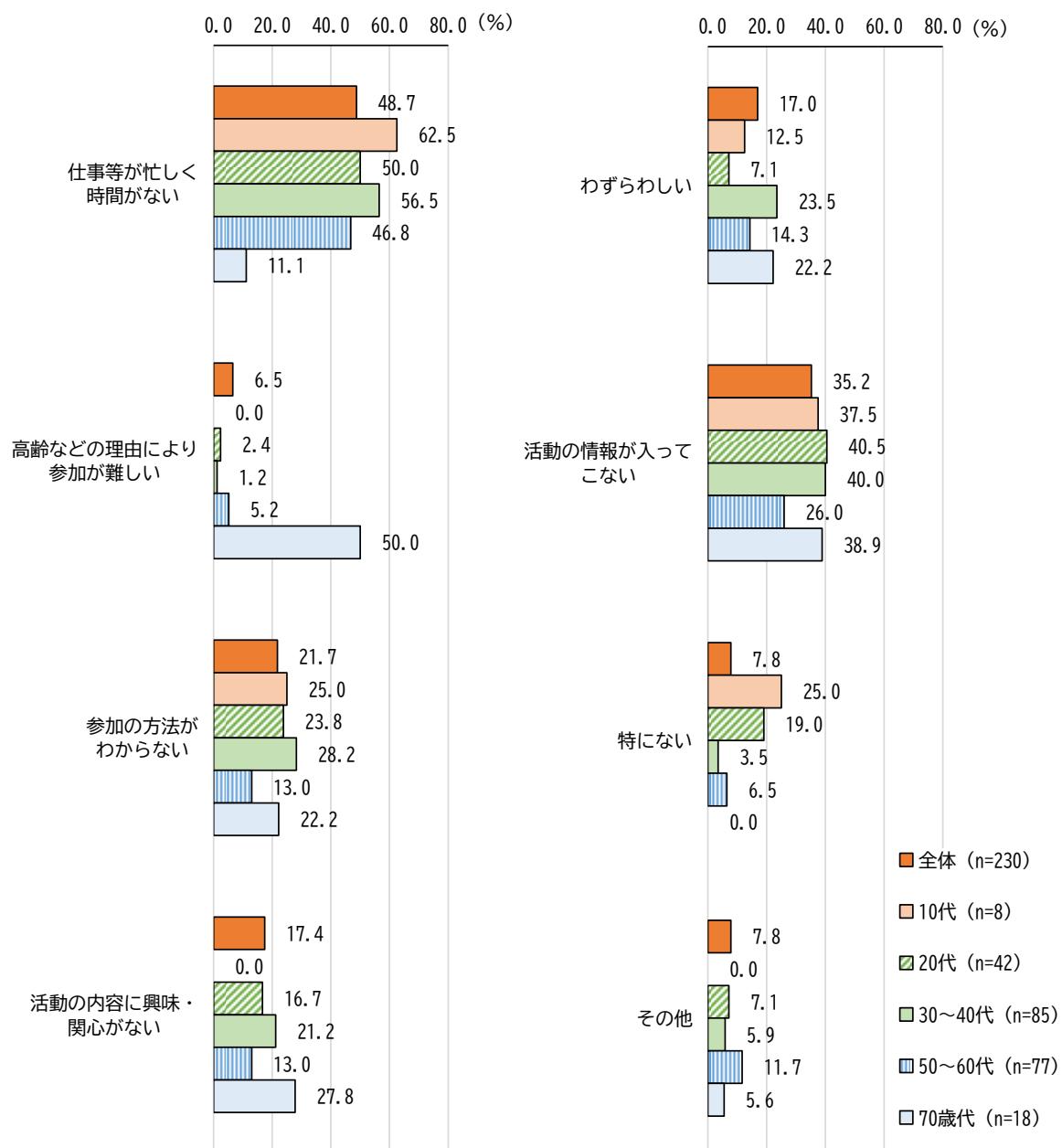
地域活動への参加状況【年齢別】



② 地域活動に参加しない理由

地域活動に参加しない理由について、年齢別にみると、10代、20代、30～40代、50～60代は共通して「仕事等が忙しく時間がない」が最も高くなっています。

地域活動に参加しない理由【年齢別】

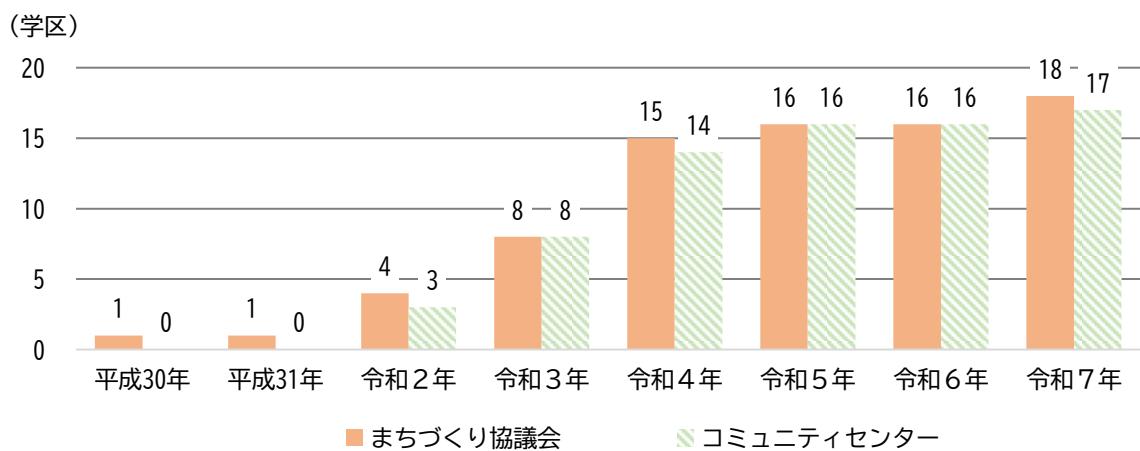


(2) 地域における「まちづくり協議会」の現状

まちづくり協議会は、地域の課題を地域住民自らが協働して解決する「住民主体の自治組織」です。自治会や自治連合会、地域事業者や個人など多様な主体が参画し、地域全体でまちづくりに取り組むための仕組みとして設置されており、令和7年時点では18学区に設立されています。

また、地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、身近な公民館をまちづくりの活動拠点として活かすことを目的に、コミュニティセンターが設置されています。

まちづくり協議会の設立数及びコミュニティセンター設置数の推移



資料：自治協働課（各年4月1日現在）

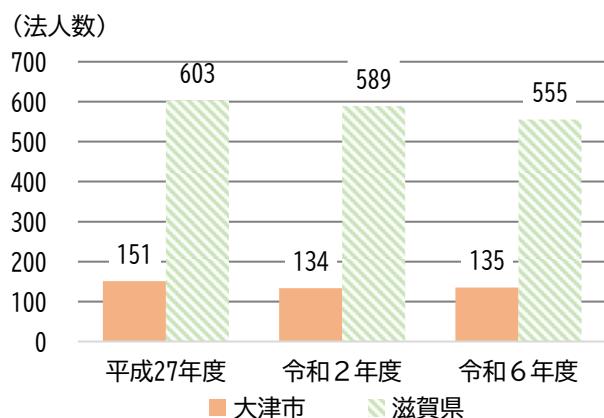
(3) 市民活動団体の状況

① NPO 法人の状況

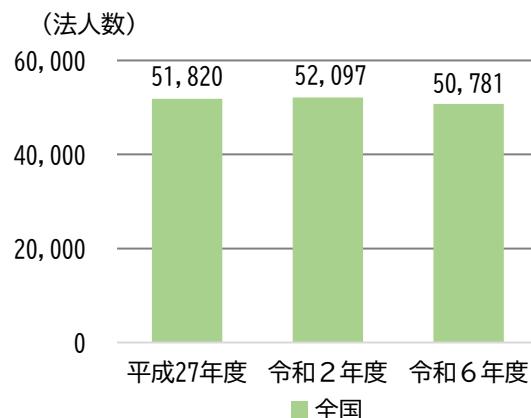
市内の NPO 法人数は、平成 27 年度から令和 2 年度にかけて減少しましたが、令和 6 年度ではほぼ横ばいとなっています。滋賀県内では減少傾向で推移しており、全国では令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少しています。

NPO 法人数の推移（滋賀県・全国比較）

【大津市内・滋賀県内の NPO 法人数】



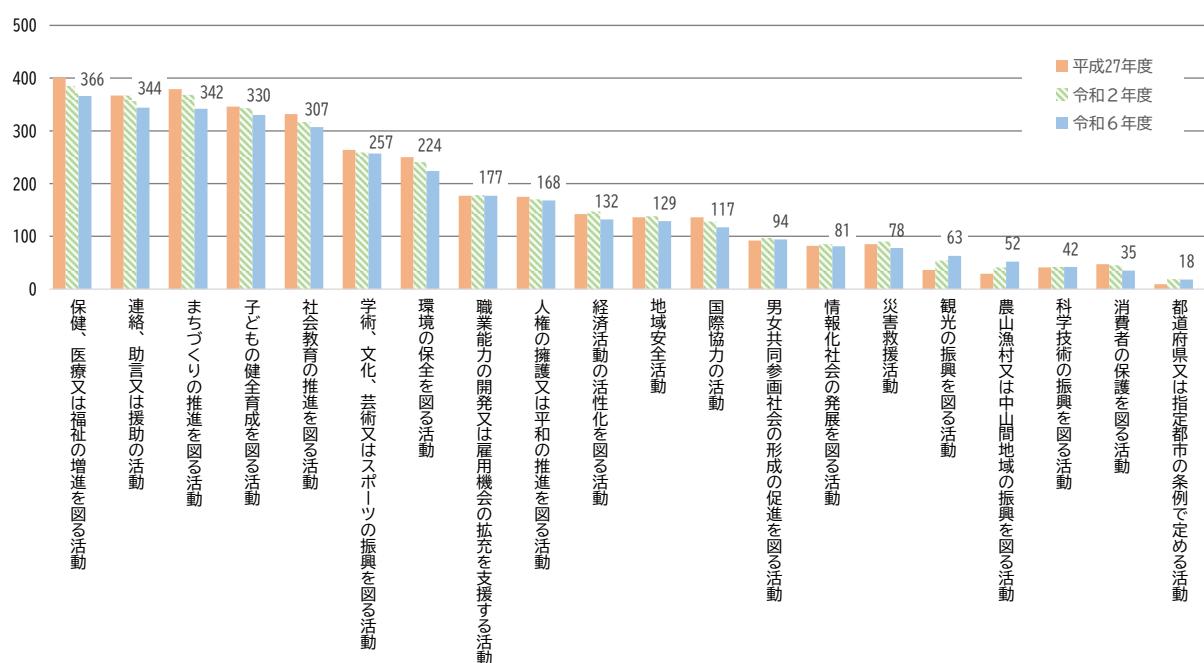
【全国の NPO 法人数】



資料：協働ネットしが

滋賀県内の NPO 法人の活動分野は、令和 6 年度では、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多くなっています。平成 27 年度からの推移をみると、「観光の振興を図る活動」「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」が増加傾向となっています。

NPO 法人の活動分野の推移（滋賀県の状況）

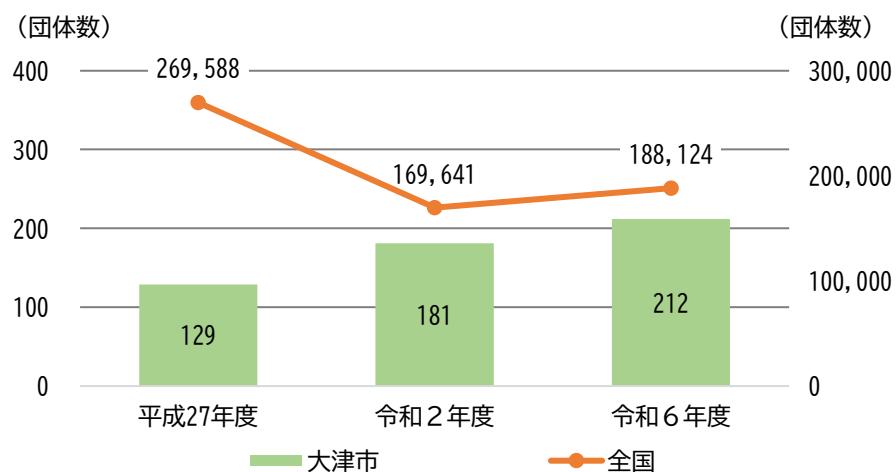


資料：協働ネットしが

② ボランティア活動の状況

市内のボランティア団体数は、増加傾向で推移しています。全国では、平成27年度から令和2年度にかけて減少しましたが、令和6年度には増加しています。

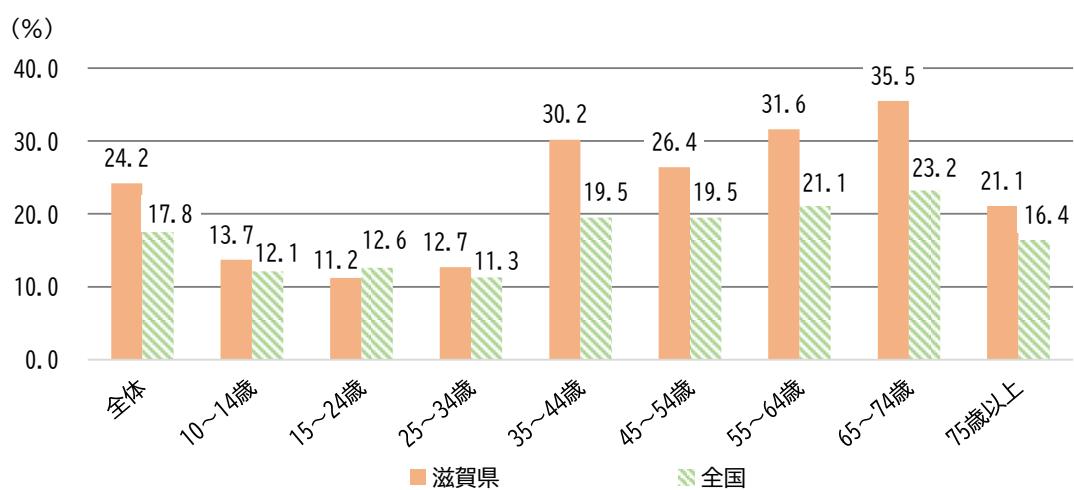
ボランティア団体数の推移（全国比較）



資料：全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター
大津市社会福祉協議会

滋賀県のボランティア活動の行動者率について、年齢別にみると、65～74歳が最も高く、15～24歳で最も低くなっています。35歳以上では全国を大きく上回っています。

ボランティア活動の行動者率（全国・滋賀県の状況）



資料：総務省「令和3年度社会生活基本調査」

(4) 市民活動センター登録団体アンケート

令和7年9月に実施した「市民公益活動支援のあり方に関する大津市市民活動センター登録団体アンケート」より結果を抜粋して掲載しています。

◆市民公益活動支援のあり方に関する大津市市民活動センター登録団体アンケートの概要

実施期間：令和7年9月12日～10月5日 調査方法：郵送による発送・WEB回答または郵送、持参
調査対象：大津市市民活動センターの登録団体、210団体 回収数：71団体（回収率33.8%）

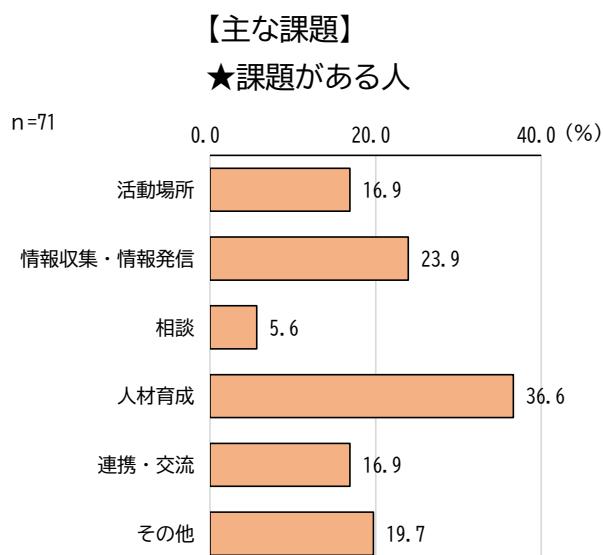
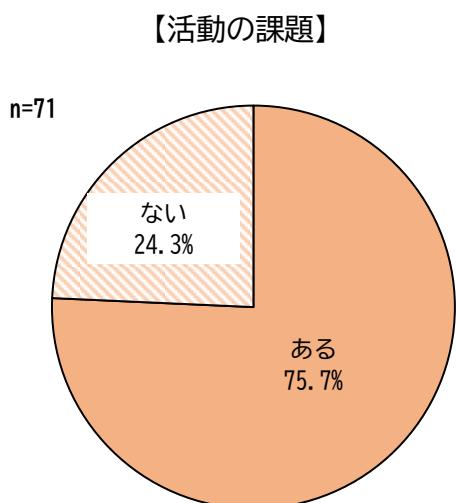
※集計は無回答を除く。

① 団体活動の課題について

活動している上での課題については、「ある」が7割以上となっています。

主な課題については、「人材育成」が3割以上と最も高く、次いで「情報収集・情報発信」となっています。

活動における課題



【人材育成での課題】

自由意見一覧（抜粋）

- 構成員の高齢化に伴い、今後活動を続けられるような若い人材が必要。

【情報収集・情報発信に関する課題】

自由意見一覧（抜粋）

- 独自に会員募集や口コミで募集活動を行っているが、過去に市民活動センターとタイアップし、活動センターの主催で会員募集を行い、多数の人が参加され、その中でさらに興味のある人が団体に加入されたという成果があった。

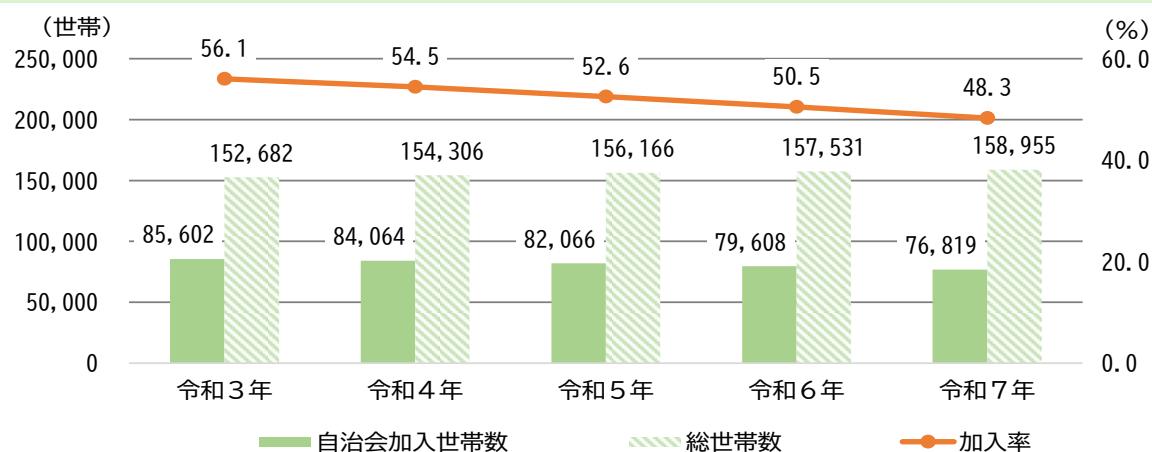
【連携・交流での課題】

自由意見一覧（抜粋）
・歳を重ねてきて、季節の行事、遠足等ができなくなってきた。子どもたちの居場所をどうするか、市民交流の場を、社協とかNPOとの協働での研修や交流があるといいと思う。
・若い世代の人たちに関心をもって参加してもらうことが最大の課題になっている。

（5）自治会加入率の状況

総世帯数は増加が続いている一方で、自治会加入世帯数は減少しています。自治会加入率は年々低下しており、令和7年では48.3%となり、初めて50%を下回りました。

自治会加入世帯数と加入率の推移



資料：自治協働課（各年4月1日現在）

POINT

- 地域活動に参加していない人が5割以上となっており、参加しない理由として、仕事等が忙しく時間の余裕がないこと、活動の情報が入ってこないことが多くなっています。
- 地域活動について、「活動の内容に興味・関心がない」や「わざわざしい」と回答した割合が合計で2割程度と低くなっていることから、地域活動に興味・関心はあるが、参加できていない人が多いことが考えられます。
- NPO 法人数は近年、全国・滋賀県で減少している一方で、大津市では横ばいとなっています。
- 市内のボランティア活動団体数は増加傾向となっており、35歳以上の行動者率が高い一方で、10代、20代の行動者率は低くなっている状況です。
- 自治会加入率が低下する中、地域課題の解決のため、様々な各種団体が連携し、一体となって取り組む必要があります。

3

関連計画における課題認識

(1) 関連計画における課題認識

① 地域福祉計画・地域福祉活動計画

協働に関する課題として、活動を継続するための支援、担い手を確保するためのつながりづくり等があげられています。

分野	今後に向けた課題
持続可能な地域づくり に向けた新たな参加と つながり	新型コロナウイルスの感染拡大下でも地域福祉活動が持続できるよう後方支援し、地域の見守り活動や孤立を防止する必要がある。
	担い手が少ないからこそ、地域で活動する人や団体、NPO がつながれる機会が必要。
	子育て世代や現役世代も気軽に地域活動に参加できる工夫と、各々の力を発揮できる場づくり。主体的な参加を促す仕掛けが必要である。
	気軽な参加から、活動の担い手を確保していくことが必要である。
つながりの機会の活用 と強化	地域課題に対して、分野を越えたつながりで解決する仕組みづくりの検討が必要である。
	高齢、障害、子ども等の各分野の課題の整理が必要である。

資料：第4次大津市地域福祉計画 第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画（令和4年3月策定）

② 教育振興基本計画

協働に関する課題として、地域全体で子供を育てる機会の充実や、社会教育における学びや活動の機会の創出等があげられています。

分野	今後に向けた課題
社会全体で子供を 育てる機会の充実	家庭を取り巻く環境が変化する中、子どもたちが、地域社会との関わりを通じて活動できる居場所づくりや関係機関との連携を進め、地域全体で子どもを育てる機会の充実に努めることが必要である。
	子どもが地域の文化等に親しみ、地域社会の一員として、地域に対する愛着を高め、社会に参画する態度を育てられるよう、各学校が地域の特色を生かしながら地域住民の協力を得て、その充実を図る必要がある。
共に生きる地域づくり のための社会教育	誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現につながる、更なる社会教育における学びや活動の機会の創出が必要である。
	地域コミュニティの希薄化が懸念される中、歴史や文化、スポーツなど社会教育における学びや活動の機会を創出し、持続可能なまちづくりに向けて、地域での課題解決力や教育力の向上が必要である。

POINT

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画、教育振興基本計画等の関連計画における課題認識も踏まえ取り組むことが必要です。

第3章 大津市協働のまちづくり推進計画改定計画 (中期) の進捗状況及び成果・課題

令和3年度から令和7年度にかけて推進した、大津市協働のまちづくり推進計画改定計画(中期)では、取組の視点として、

- (1) 広報・広聴の充実
- (2) 本市の地域との協働体制の確立
- (3) 市民団体・事業者・大学等と地域との連携促進
- (4) 住民自治(地域自治)の確立

の4項目を掲げ、それぞれ個別の施策を実施してきました。

後期改定計画策定にあたり、視点1～4について、進捗状況の評価を行いました。

1

計画の進捗状況及び成果・課題

視点1 広報・広聴の充実

成果・課題

- 自治会活動等のデジタル化を促進するための研修会を令和4年度より実施し、令和6年度からは電子回覧板プラットフォームの導入を進めています。引き続き、迅速な情報発信と自治会役員等への負担軽減につながる取組が必要です。
- 地域カルテを令和6年度に更新しており、今後、学区内の協議に活かしていくことが必要となっています。
- まちづくり協議会の活動事例をまとめた「まち協」の作成、自治会好事例集の更新を行い、情報を集約して、幅広い発信に努めました。引き続き、地域活動がより多くの人の目に止まり、活動への関心が高まるよう取り組んでいく必要があります。

視点2 本市の地域との協働体制の確立

成果・課題

- 「次世代まちづくり事業」においては、対象を高校生から高校生及び大学生に広げ、提案に対し意見交換を行いながら事業を進めました。職員参画の機運醸成や地域との協働につなげる事業としての見直しが課題となっています。
- コミュニティセンターへの移行期限を撤廃し、地域の実情に合わせ、まちづくり協議会の自主運営への移行を進めました。移行後は、地域の活動拠点として活動の活性化につながっています。コミュニティセンターの運営について、成果と課題を振り返り、検証する必要があります。
- 組織づくりや運営ノウハウの習得を目的とした自主運営試行事業により、コミュニティセンター移行後の適切な管理運営につながるよう支援を行いました。

視点3 市民団体・事業者・大学等と地域との連携促進

成果・課題

- 市民活動センターでは、市民団体の活動基盤の提供として、スマートオフィスや会議室等の場所の提供を行うとともに、講座や研修会などによる人材の育成、イベントや交流会の開催によるネットワークづくりに取り組みました。
- 市民活動センターでは、「SDGs 協働支援チャリティプロジェクト」や「おおつ市民活動学校」をはじめ、市民団体の交流会や意見交換会など、指定管理者による自主事業を実施し、市民団体同士だけでなく、事業者との連携を図ることで、ネットワークの形成・人材育成を図ることができました。また、まちづくり協議会連絡会に参加するなど地域の取組や課題の把握にも取り組みました。一方で、地域のまちづくり活動に取り組む団体と市民活動に取り組む団体とのつながりや地域活動のサポートに課題があり、見直しを図ることが必要です。
- 市民活動センターによる市民団体への支援については、指定管理者による丁寧な対応が行われてきましたが、相談支援実績が少ないことから、効果的な相談支援につなげられるよう検討していく必要があります。
- 「パワーアップ・地域活動応援事業」は、地域が中心となった活動への支援につながっています。一方で、実施団体への伴走支援は難しく課題であり、地域課題の解決につながる取組となるよう事業の活用支援が必要です。
- 近隣の8大学と協力協定を締結し、東部6学区では大学と連携した活動が行われており、他地域においても大学連携を拡大していくことが必要です。

視点4 住民自治（地域自治）の推進

成果・課題

- 地域の実情に合わせたまちづくり協議会設立の支援を行い、令和7年4月時点では 18 学区で設立されています。引き続き、持続可能な地域自治組織となるよう支援のあり方を検討していく必要があります。
- まちづくり協議会の設立に向け、先行学区との意見交換会を実施し、学区間の情報交換を図りました。
- 自治会加入促進のため、自治会活動のデジタル化を進め、効率化と参加しやすい環境づくりに取り組んでいます。引き続き、大津市自治連合会と協力し取組の検討が必要です。
- 地域団体が抱える課題の解決や、活動の継続を支えるため、中間支援の充実が必要です。

2

主要課題～進捗状況及び地域の現状から見えてきた課題のまとめ～

第2章の協働のまちづくりの現状、第3章の大津市協働のまちづくり推進計画改定計画（中期）の進捗状況及び成果・課題等を踏まえた主要課題は以下のとおりになります。

① 協働の意識醸成

中期計画では、地域カルテの更新や地域活動の好事例の発信に取り組んできましたが、今後は地域における情報の活用促進や、より身近で地域活動について知る機会の創出により、まちづくりに関わる人材の育成が重要となります。

第2章内に掲載している「市民公益活動・地域コミュニティに関する市民アンケート」では、地域活動に参加していない理由として「仕事等が忙しく時間がない」と回答された方が最も多くなっています。また、若年層や転入者では、「活動の情報が入ってこない」「参加の方法がわからない」との回答が多くなっていることから、その層に対して地域活動に関する情報発信を充実させ、参加につなげることが必要となります。

地域活動に興味・関心があるが、参加できていない人にとって参加しやすい環境を整えることで、まちづくりに関わる人を増やしていくとともに、様々な分野での協働を推進するため市内における協働の取組を活性化させることが重要です。

② 地域自治の推進

家族形態やライフスタイルの多様化により、自治会加入率は低下している一方で、自治会は地域のつながりや情報発信の基盤となっています。地域のつながりの希薄化が進み、災害への備えも必要となる中、地域住民同士のコミュニケーションや情報入手の場として、自治会等の地域自治組織の役割は今後も重要であると考えられます。

中期計画では、自治会活動等のデジタル化を促進するための取組を進めるとともに、地域活動の活動事例の発信等を行い、地域活動への参加促進に努めました。また、地域住民による地域課題解決の基盤となるよう、まちづくり協議会の設立支援を行っており、今後も地域自治組織が活発に活動できるよう支援を行っていくことが重要です。

第2章内に掲載している「市民公益活動・地域コミュニティに関する市民アンケート」では、時間の余裕がないことや活動を知らないことを理由に、地域活動に参加していない人が5割以上となっていることから、引き続き役員の負担軽減や参加しやすい仕組みづくりに取り組むことが重要です。

③ 市民活動を活性化する環境づくり

市内の NPO 法人数は近年横ばいで推移している一方で、ボランティア活動団体数は増加傾向となっています。全国・滋賀県が減少傾向であるのに対して、大津市では市民団体による活動が持続されていることがうかがえます。

これまで市民活動センターでは、市民団体への支援を行ってきましたが、団体が抱える課題も多様化・複雑化しているため、より効果的な支援のあり方について検討が必要です。

NPO 法人やボランティア団体などの市民活動に、多くの方が参加し、活力のあるまちづくり活動につながるよう、取り組んでいく必要があります。

④ 多様な主体による連携の促進

中期計画では、「次世代まちづくり事業」による高校生・大学生との協働を進めるとともに、大学との協力協定による地域での活動が行われています。一方で、各地域においては、多様な主体が地域づくりに参画できるようマッチングやネットワーク形成が必要となっています。

市民団体・事業者・地域等が連携し、地域課題の解決に取り組むことができるよう、地域のまちづくり活動へ参画する機会を充実することが必要です。

⑤ 地域組織や中間支援機能の強化

大津市では学区ごとに人口構造や地域特性が異なり、地域の課題も様々となっています。また、多くの地域で高齢化が進む中にあって、高齢者が活き活きと健やかに社会参画でき、若い方から高齢の方まで活躍できる場づくりが大切です。

中期計画において、まちづくり協議会の設立支援、コミュニティセンターへの移行を進め、地域の実情に合わせた活動基盤の整備に取り組んできました。

地域活動や市民活動の活性化を支援することで、持続可能な市民公益活動につながるよう、中間支援機能の充実が必要となっています。

第4章 後期改定計画の基本的な方向性

1 計画が目指す地域社会の姿

本計画では、当初より、「人と人とのつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたくなる大津」を実現するために、公共サービスを三者で担う持続可能な大津、「みんなが活躍する『協働のまち 大津』」となることを目指しています。

みんなが活躍する『協働のまち 大津』

2 協働の原則

協働によるまちづくりを推進する施策や取組は、引き続き条例に定める「協働の5つの原則」を確認しながら進めることが大切です。

協働の5つの原則

1 対等の原則

三者は、その自主的な行動のもとに、互いに特性を尊重し認め合い、自由に意見を交換でき、互いが納得して事業を進める関係をいうものです。また、三者がそれぞれの役割と責任を持つものです。

2 相互自立・自主性尊重の原則

三者は、それぞれが自らの課題として自主的・自発的に行動することが大切です。

3 相互理解・相互変革の原則

三者は、それぞれの特性や、活動目的の違いなどをお互いに理解し合い、自分たちの長所を活かし合うとともに、互いに求められる役割を高められるよう共に変わり、共に成長していくことが大切です。

4 情報共有の原則

三者は、それぞれがまちづくりに必要な情報を発信し、情報を共有しながら事業を進めていくことが大切です。

5 目的共有の原則

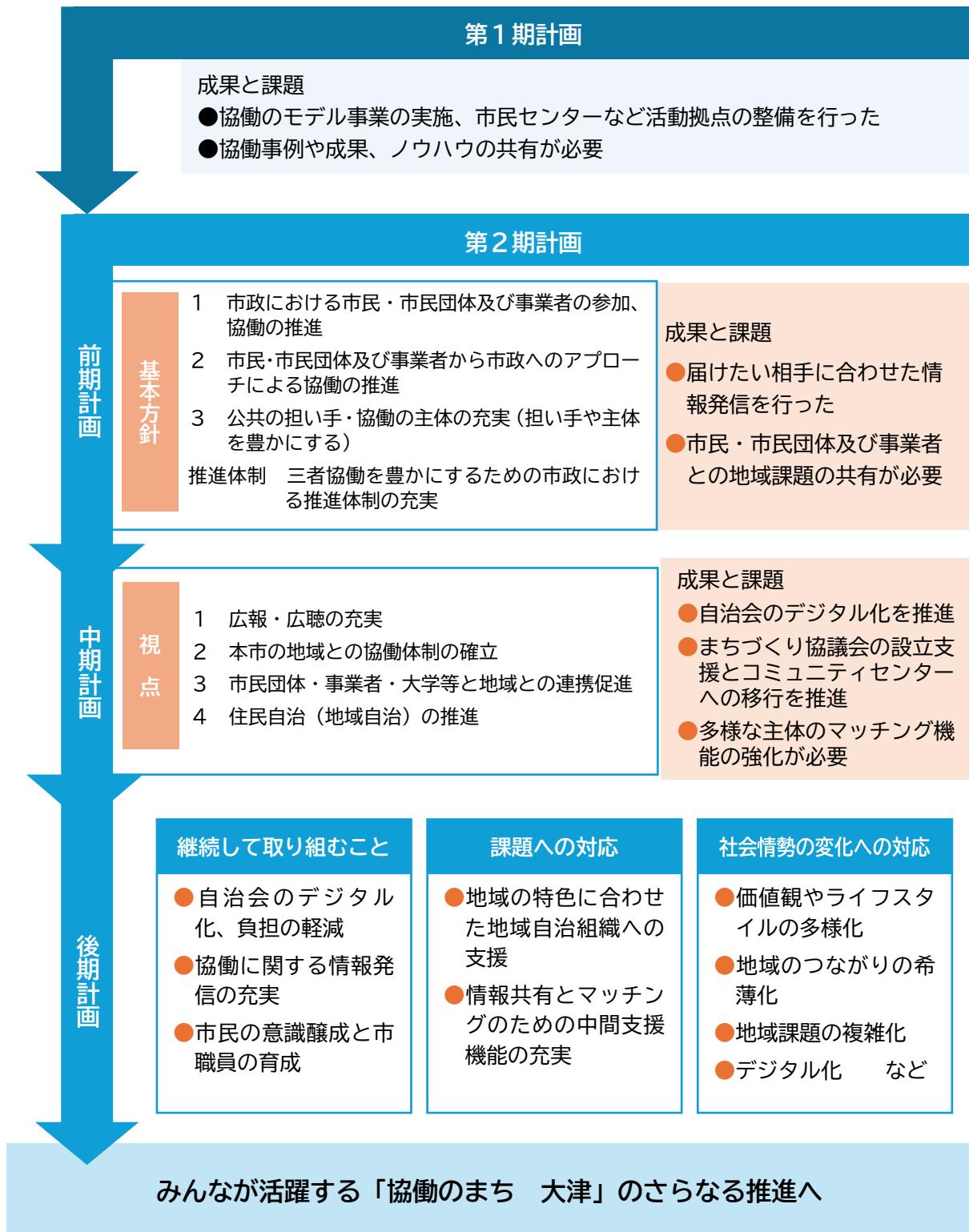
三者は、お互いが持つ力を十分に発揮するために、達成しようとする目的を明確にして、お互いに共有することが大切です。

3

これまでの経緯

みんなが活躍する「協働のまち 大津」を目指し、

大津市協働のまちづくり推進計画を策定



4

施策体系

主要課題から設定した以下の5つの視点に沿って、施策を展開します。



第5章 施策の推進

視点

1

意識醸成と情報発信

地域コミュニティの希薄化が進む中、防災や子ども・高齢者の見守りなどにおいて、コミュニティの担い手不足が課題となっています。まちづくり活動に関心を持ち、地域に関わりを持つ人を増やすために、より効果的な情報を市から発信し、市民のまちづくりに対する意識の醸成とさらなる協働の推進につなげます。また、市職員の協働への理解を深めができるよう、啓発に努めます。

施 策 まちづくり活動への参加意識の醸成

多様な世代の声を聴き、市政に反映する機会を設けることで、市民のまちづくりへの関心や参加意識を醸成します。

また、市民がまちづくりを自分ごととして捉え、主体的に関わっていく意識を高めることを目的に、多様な学びの場となる講座の開催や、イベントを活用したPR等に取り組みます。

1 イベントを活用した協働のまちづくりのPR

市内各種イベントの機会を活用したまちづくり協議会の活動や市民公益活動の周知

2 各種講座の開催

協働やまちづくりに関する各種講座の開催、地域や学校等への出前講座の実施

3 市民の意見聴取機会の創出

高校生・大学生の意見聴取を通じて関心と参加意識の醸成につながる取組の検討
パブリックコメント等の意見募集機会の充実

施 策 協働に関する情報発信

誰もがまちづくりに関する情報を入手することができるよう、SNS やアプリ、メール配信システムを活用した市政情報の発信に加え、オープンデータや地域カルテを通じ、市政情報の活用を促進します。

また、地域活動の好事例等を発信し、協働への理解と参加意識の醸成を目指します。

1 多様な方法による市政情報の発信

SNS、アプリ、メール配信システム等を活用した情報発信

大津市公式アプリ「ポケットおおつ」(P.32 参照)による情報発信

2 オープンデータや地域カルテの活用

地域等で有効に活用してもらうための取組検討

3 協働による取組事例の収集・発信

「自治会活動好事例集」「まちづくり協議会活動事例集」等による活動事例の発信

施 策 協働に取り組む市職員の育成

市民や地域・市民団体、事業者と連携しながら課題解決に取り組むためには、市職員自身が協働の意義を理解し、実践する意識を持つことが重要です。研修への参加促進や庁内における協働事例の共有等により、日頃から協働の視点を持って取り組むことができる職員を育成し、庁内全体で協働の機運醸成を図ります。

1 市職員の協働への意識醸成

市職員対象の協働に関する研修や講座の開催、地域や市民団体と関わる機会の創出

2 庁内における協働事例の共有

協働で取り組む事業についての好事例、課題等の共有

2

市民公益活動の活性化（地域）

市民が地域活動の意義を実感できる仕組みを整えることが、協働による持続可能なまちづくりの推進につながります。自治会や自治連合会、また、まちづくり協議会等の地域自治組織の活動を見える化するとともに、働き盛り世代を含めた誰もが気軽に参加できる仕組みづくりに取り組みます。

地域の多様な主体が参画し、つながりを持つことで、互いに支え合い、共に地域の課題を解決する共助の意識を醸成し、地域の実情に応じた持続可能な地域コミュニティの充実を図ります。また、地域の活動拠点として、市民センターを活用し、地域コミュニティの活性化につなげます。

施策 地域活動への参加のきっかけづくり

地域住民が防災、防犯、福祉、イベント等の地域の活動へ気軽に参加できるきっかけづくりに努めるとともに、活動を支えることができる人材の育成に向けた支援を行います。

地域住民に地域活動への参加を身近に感じてもらうため、SNS 等を活用した情報発信による活動の見える化や、電子回覧板プラットフォームの活用促進に取り組みます。また、市民公益活動の人材として期待される働き盛り世代の市民への情報発信にも努めます。

1 地域活動の見える化の促進

自治会や自治連合会、まちづくり協議会による情報発信への支援（SNS 等による分かりやすい情報発信）

2 自治会のデジタル化の促進、研修会の実施

電子回覧板プラットフォーム（P.32 参照）の導入、地域活動のデジタル化を進めるための研修会等の実施

3 「パワーアップ・地域活動応援事業」の活用促進

地域の課題解決やまちの活性化に向けて取り組む地域団体の主体的なまちづくり活動を支援

施 策

地域自治組織への支援

地域自治組織の持続的な活動を支えるため、自治会活動の負担軽減を図るとともに、先行学区の先進的な取組事例を共有し、各地域に広げていきます。

また、まちづくり協議会に対して、地域の実情に合わせた設立・運営支援を行い、地域主体の活動基盤を強化します。あわせて、コミュニティセンターの設立を支援し、まちづくり活動の拠点として、地域住民が集い活動しやすい環境を整えます。

1 自治会活動の負担軽減に向けての取組支援

自治会の事務作業の効率化・簡略化、役員の負担軽減策の共有、デジタル化の促進

2 先行学区の取組事例の共有

「自治会活動好事例集」「まちづくり協議会活動事例集」等による活動事例の発信
学区間の情報交換、学区内の意見交換会の開催促進

3 まちづくり協議会の設立及び運営支援の充実

補助金による財政支援、地域の意向に合わせた設立・運営支援

4 コミュニティセンターへの移行支援

自主運営試行事業の実施、各学区の状況把握、成果・課題の検証

3

市民公益活動の活性化（市民団体）

様々な社会課題の解決に向けて取り組まれている市民団体に対し、相談支援や情報提供の充実を図り、市民団体が継続的に活動できるよう、支援を行います。

また、市民公益活動に関心のある市民が気軽に参画できるよう、市民団体との交流ができる機会の創出や参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。

施 策

誰でも気軽に参加できる仕組みづくり

市民団体の活動に関心のある人や何か手伝いたいと思っている人に対し、活動参加へのハードルを下げ、気軽に活動に参加できる環境を整えます。活動に関する相談支援の充実や市民と市民団体が出会う場の創出、さらには「大津市まちづくりガイドブック」を更新し、活用することで活動への参加を支援します。

1 活動に関する相談支援、情報提供の充実

市民活動センターによる相談支援

協働で取り組む際の考え方や手法をまとめた「大津市まちづくりガイドブック」の更新

2 市民と市民団体の交流機会の創出

市民活動センターでのイベントや講座の開催などを通じた交流機会の場の創出

施 策 コーディネート機能の強化

市民の自主的な活動を促進するため、市民活動センターの機能を活かし、団体同士の連携や情報発信を支援します。あわせて、市民団体の課題解決に向けた支援を行うとともに、研修や講座を通じて、市民公益活動の人材育成に努めます。

また、市民と市民団体のマッチングを推進し、多様な世代や関心を持つ人が参画しやすい仕組みを構築します。

1 市民団体同士の連携促進

市民活動センターを通じた、市民団体同士の情報共有、連携の仕組みづくり

2 市民団体の活動に関する支援の充実

市民団体が組織運営を行う上で必要となる活動場所、人材育成、情報発信等に関する支援
研修や講座等の開催による各団体のスキルアップ

3 市民と市民団体とのマッチング

活動に興味のある市民と活動団体をマッチングする仕組みづくり

4

地域・市民団体・事業者・大学等の連携促進

多様化・複雑化している社会課題の解決に向けて、様々な主体のネットワークの形成や連携の促進を支援し、各主体の強みを活かした活動を推進することで、より効果的な活動につなげます。

また、多様な主体の連携・交流が活発になるよう中間支援機能の充実を図ります。

施 策

多様な主体の参画促進

多様な主体による地域課題の解決やまちづくり活動への参画を促すため、各主体と地域とのマッチング機能を強化し、市民団体、事業者、大学等の協働の機会を創出します。

また、地域と協働で活動できる事業者との連携を進めるとともに、「次世代まちづくり事業」を実施し、若年層や新たな人材が主体的に参画できる環境を整えます。

1 各主体と地域とのマッチング機能の強化

「パワーアップ・地域活動応援事業」等を活用した地域活動への多様な主体の参画の促進

2 市内高等学校等との連携促進

次世代まちづくり事業の実施、出前講座やワークショップの開催
子どもたちの地域活動への参加促進

3 大学との協力協定などを通じた連携や取組の推進

近隣の大学との協働事業の実施

施 策

市民活動センターにおける中間支援機能の充実

市民活動センターにおいて、NPO 法人や地域自治組織などの各主体に対しての中間支援機能を充実させることで、連携促進や交流の場の創出を図ります。

1 各主体の連携・交流の促進

各主体の連携促進、交流の機会の創出

2 情報提供とマッチング機能の充実

各主体の活動内容の共有・ニーズの把握、団体同士のマッチング

5

協働体制の確立

市民公益活動は、福祉や教育、防災など多岐にわたることから、活動分野に応じて府内の各部局が連携しながら、支援を行うことが求められます。そのため、各部局において、市民公益活動に対する支援のあり方についての共通認識を図り、情報共有をすることで、効果的な支援の実施につなげます。

施 策

協働を進める連携体制の充実

府内の各部局において協働の取組を効果的に進めるため、大津市職員協働推進本部を中心とした組織横断的な府内連携体制により、情報共有や進捗状況の確認を行います。

また、協働を進める三者委員会との連携を強化し、市民・市民団体、事業者、行政が一体となった協働推進を図ります。加えて、社会や地域の状況が変化する中において、事業の評価・検証を隨時行うことで、現状に応じた取組を推進します。

1 組織横断的な府内連携体制の充実

大津市職員協働推進本部における府内連携体制の充実、市職員の協働への機運醸成

2 大津市協働を進める三者委員会との連携強化

各主体が抱える課題把握と協働のまちづくりの推進に関する意見交換の場の充実

第6章 計画の推進体制

1 計画の実施体制

後期改定計画の目標は、行政だけでなく、市民・市民団体及び事業者などの多様な主体がその役割を果たしていくことで達成されるものです。特に、本市や地域を取り巻く環境が大きく変化し、地域課題が多様化・複雑化している中、三者協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのため、地域においては、市民・市民団体及び事業者など地域の様々な主体が情報を共有し、同じ目的をもってまちづくりに取り組む体制をさらに広げていくとともに、行政においては、地域と共にまちづくりに取り組む体制をより一層充実させ、相互連携により計画を実施していきます。

2 計画の進捗管理

後期改定計画が計画どおりに実施され、目標が達成されるためには、進捗の管理を行うことが大切です。また、3年後には本計画を改めて検証し、必要に応じて計画を策定する必要があります。そのため、大津市職員協働推進本部において、計画の進捗管理を行っていきます。

進捗管理の方法としては、各施策に定めた取組ごとに、計画どおりに進められているか、毎年度点検し、評価を行います。

また、評価結果については、大津市協働を進める三者委員会に対して報告し、取組の状況について情報共有します。

参考資料

1 活動事例の紹介

1

大津市公式アプリ「ポケットおおつ」

大津市のデジタルサービスを集約した、大津市公式アプリ「ポケットおおつ」が、市政情報の新たな発信ツールとして、令和7年度より運用開始されました。

イベントへの参加、ボランティアの参加受付等にも使用できることから、情報を簡単に入手することで、地域を感じることにもつながります。

また、マイナンバーカードの情報に基づき、避難所での受付やポイント付与など、信頼性の高いサービス提供を行います。

避難所受付を簡単に行える「防災」、市政情報が受け取れる「おしらせ」、ポイントがもらえる「ポイント」など、使って便利、持っていて安心な市公式ミニアプリが入っています。

ポケットに入る
大津市役所をイメージ▶



2

電子回覧板の導入

大津市では、幅広い世代が自治会活動に参画しやすい環境づくりを促進することを目的として、電子回覧板プラットフォームを導入しています。

市等からの回覧物を電子化することで、自治会での配布や組分けにかかる役員の負担を軽減し、時間や場所を選ばず速やかに情報を届けることが可能です。

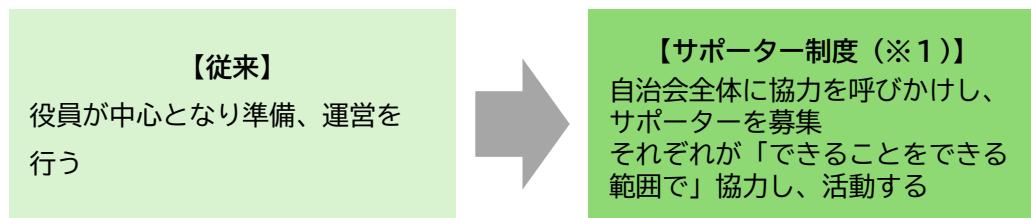
今後、学区自治連合会や自治会において、活用を促進することで、若い世代の参加を促進するとともに、高齢者等への利用の支援を行います。



3

サポーター制度による自治会のイベント実施

役員をはじめ自治会全体で高齢化が進み、これまでのような活動が難しい中、田上学区の青松台自治会は、コロナ禍以降数年ぶりに計画した夏祭りの準備を担う役員の負担軽減を図るため、自治会全体にお手伝いいただける方（サポーター）を募集されました。その結果、年齢関係なく多くの方からサポーターへの立候補があり、それぞれの持ち場で主体的に準備、運営を行っていただくことができました。集まったサポーターはその後の行事の支援にも携わっておられます。



※1 自治会が独自で発案した制度です。

4

市民公益活動団体による子ども食堂

堅田学区では、堅田の子を見守る《かたばみ》の会が、堅田コミュニティセンター、堅田学区社会福祉協議会と共に、子ども食堂として「かたばみ食堂」を毎月1回実施されています。この活動では、コミュニティセンターが会場として活用され、かたばみの会のメンバーがオムライスやカレー、ハンバーグなど、月ごとにメニューが変わる定食を地域の子どもたちに手作りで提供しています。

「かたばみ食堂」を通して、地域の大人と子どもがふれあうことで、世代を超えたつながりを育む場となっています。



5

大津市における行政・大学との協働事例

大津市では、びわこ成蹊スポーツ大学や県内の事業者等との産官学連携による「びわスパキッズプログラム」を通して、子どもたちの体力向上や健康づくりの推進に取り組んでいます。このプログラムでは、びわこ成蹊スポーツ大学の学生がキッズリーダーとして、幼稚園や保育園、こども園を訪問し運動あそびを通じてスポーツに親しむ機会を提供する「幼稚園・保育園・こども園巡回コーチング」や、広いグラウンドや体育館に子どもたちが一堂に会し、コーン倒し起こしゲームやしっぽ取りなど、年齢に適した運動あそびを行う「びわスパキッズフェスティバル」を実施しています。巡回コーチングには、例年 1,000 名以上の子どもたちが参加し、令和7年に滋賀ダイハツアリーナで開催したフェスティバルには未就学児や小学生計 268 名が参加するなど、たくさんの子どもたちの“スポーツの芽”を育てる取組を進めています。

6

大津市における次世代関連事業

大津市では、「まちづくりを担う次の世代」である、高校生や大学生に地域のまちづくりに興味・関心をもってもらうため、「次世代まちづくり事業」及び「次世代ワークショップ」に取り組んでいます。

「次世代まちづくり事業」は、高校生または大学生から、まちづくりのための提案を募集し、市と共同で事業化することで、当事者としての意識醸成を図るとともに、まちづくりに携わっている方と関わる機会を創出することを目的として、令和 4 年度より取り組んでおります。これまで計6つのイベントを学生からご提案いただき、市と共同で実施しました。

「次世代ワークショップ」については、学生のみなさんに、地域のまちづくりの現状や課題を共有し、これからまちづくりと一緒に考える場所として、令和 3 年度より取り組んであります。これまで大津商業高校や大津高校、堅田高校と連携して実施し、学生同士で今後のまちづくりに関する考え方や取組のアイデアを出し合う機会を創出しています。

2

アンケート調査結果

(1) 市民公益活動・地域コミュニティに関する市民アンケート

令和7年9月に実施した「市民公益活動の支援・地域コミュニティに関するアンケート」より結果を抜粋して掲載しています。

◆市民公益活動の支援・地域コミュニティに関するアンケートの概要

実施期間：令和7年9月3日～9月17日

調査方法：郵送による発送・WEB回答

調査対象：18歳以上の市民、1,500人

回収数：397人（回収率26.5%）

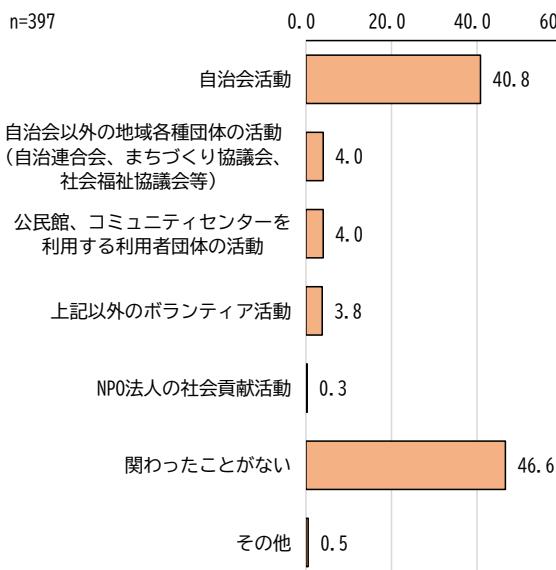
※集計は無回答を除く。

① 市民公益活動の現状について

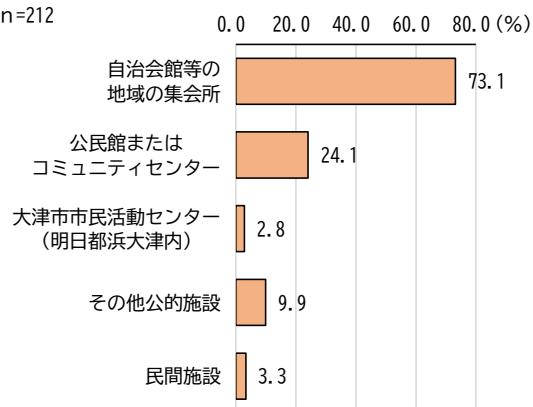
市民公益活動で最も深く関わった活動は、「自治会活動」が4割程度と高く、「関わったことがない」が4割以上となっています。活動に関わったことがある人の活動場所は、「自治会館等の地域の集会所」が7割程度となっています。

市民公益活動の活動状況

【最も深く関わった活動】



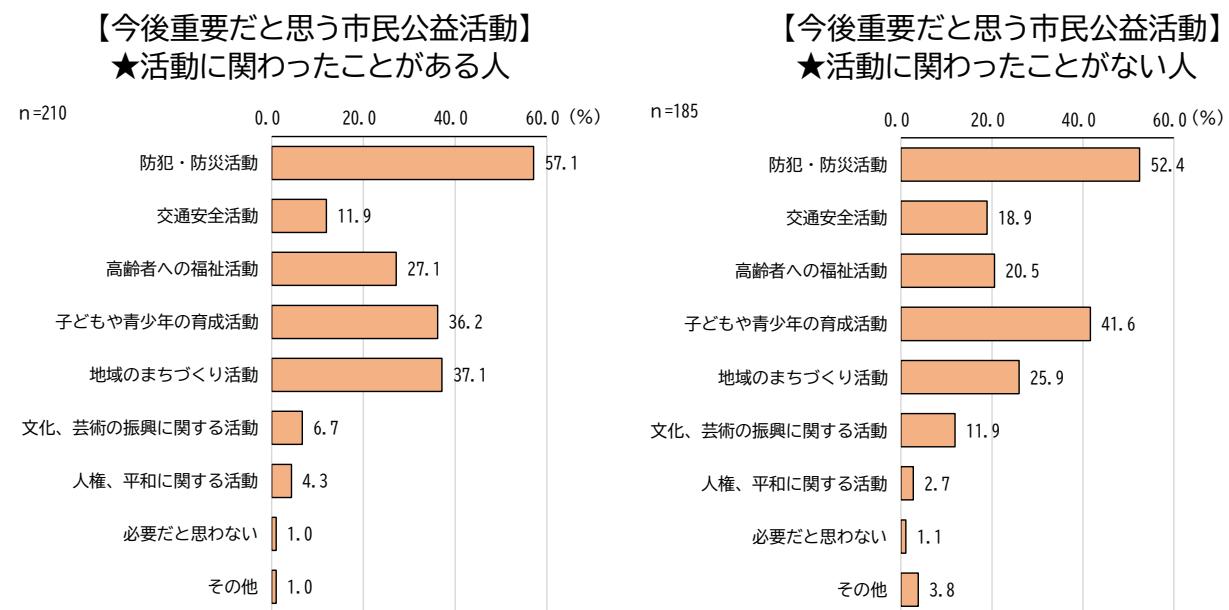
【活動場所】



② 今後の市民公益活動について

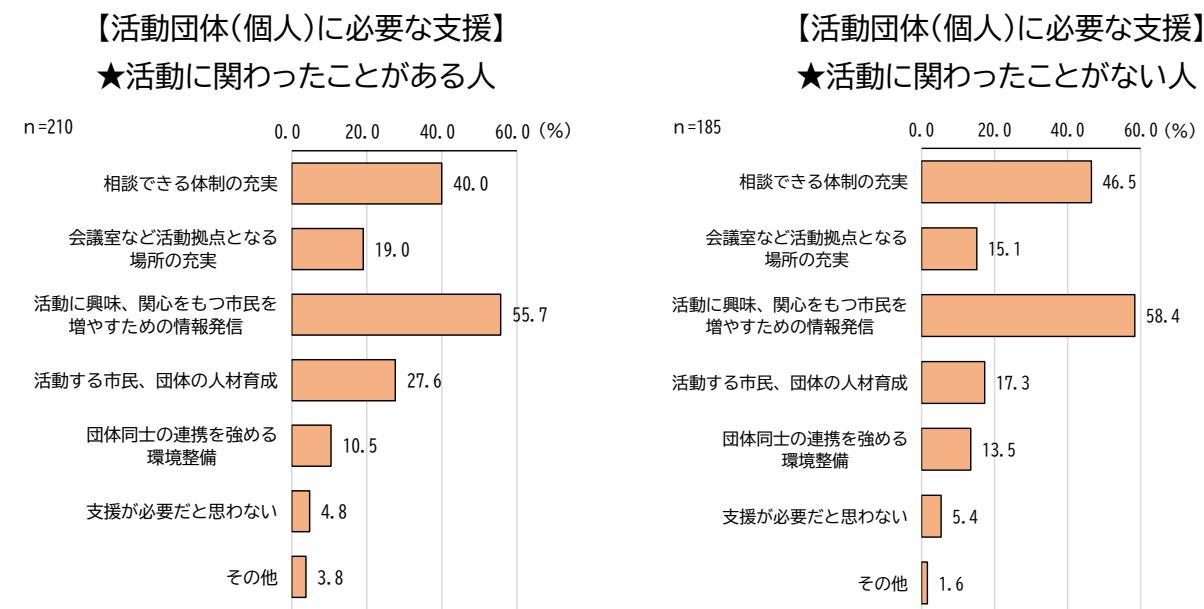
今後重要なと思う市民公益活動について、「防災・防犯活動」が最も高くなっています。また、市民公益活動に関わったことがある人では、「子どもや青少年の育成活動」「地域のまちづくり活動」がともに3割程度と高く、関わったことがない人では、「子どもや青少年の育成活動」が4割程度と高くなっています。

今後大津市で暮らしていく上で重要なと思う市民公益活動



市民公益活動を行う団体（個人）に必要な支援について、「活動に興味、関心をもつ市民を増やすための情報発信」「相談できる体制の充実」が高くなっています。また、活動に関わったことがある人では、「活動する市民、団体の人材育成」も3割程度と高くなっています。

市民公益活動を行う団体（個人）への支援



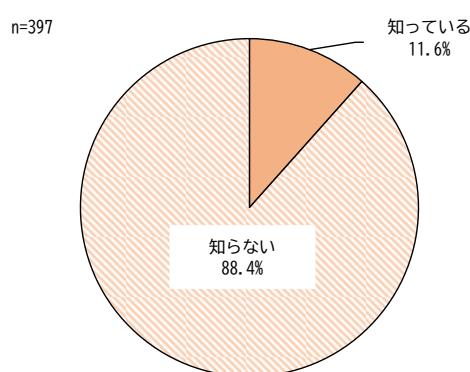
③ 市民活動センターについて

市民活動センターの認知度は、「知っている」が1割程度、「知らない」が9割程度となっています。

市民活動センターの利用経験については、「市民活動センターが行う事業に参加したことがある」が2割程度、「会議室を利用したことがある」が3割程度となっています。

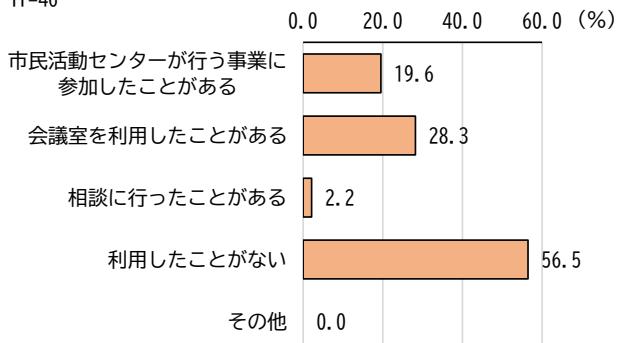
市民活動センターの認知度と利用状況について

【市民活動センターを知っているか】



【利用したことがあるか】

★市民活動センターを知っている人



※市民活動センター

…市民公益活動の推進を図るため、平成18年4月に明日都浜大津に設置しました。

主に、市民活動を行う団体同士の交流を図るとともに、各種活動の紹介やNPO法人等の開設の相談、「子どもSDGsクラブ」などの人材育成事業に取り組んでいます。

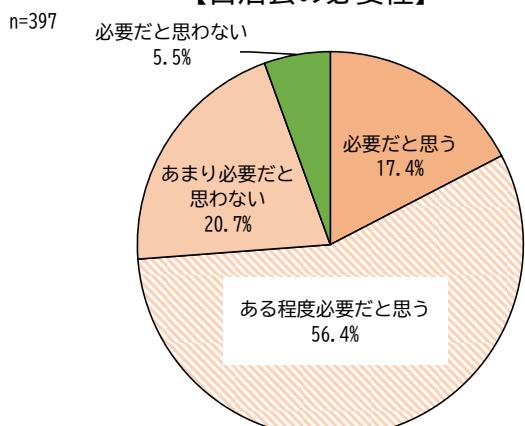
④ 自治会について

自治会は必要だと思うかについては、「ある程度必要だと思う」が5割以上と最も高くなっています。

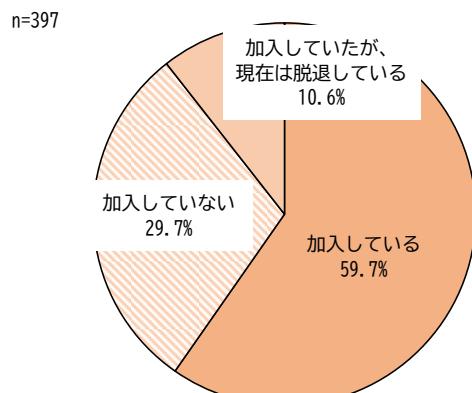
自治会の加入状況は、「加入している」が6割程度となっています。

自治会の必要性と加入状況

【自治会の必要性】



【自治会の加入状況】



自治会に加入していて良かったことについては、「気軽に地域のイベントに参加できる」「近隣の知り合いが増えた」が高くなっています。

自治会に加入していない理由については、「参加するきっかけがない」「仕事が忙しく時間がない」が高くなっています。

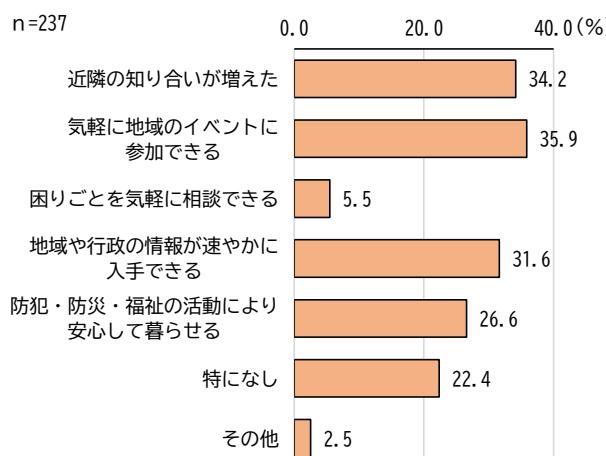
自治会を脱退した理由については、「入っていなくても困らない」「役員の負担が大きい」が高くなっています。

自治会活動におけるメリットについては、「地域や行政の情報が入手できる」「人とのつながりによる安心感が得られる」「イベント等を通して交流が広がる」が高くなっています。

自治会に対する意識

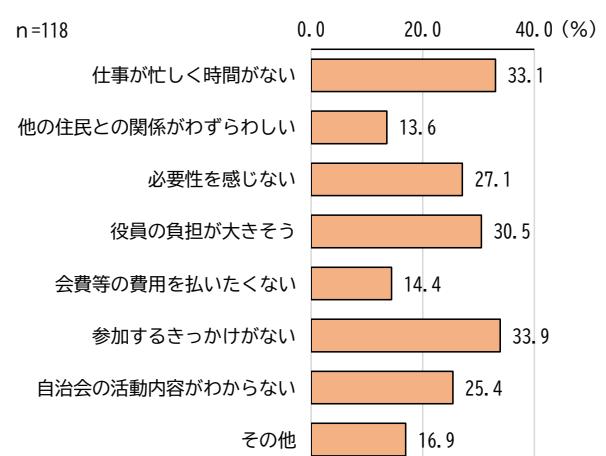
【自治会に加入していて良かったこと】

★自治会に加入している人



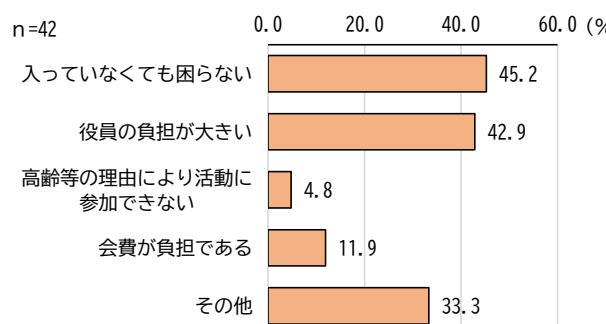
【自治会に加入していない理由】

★自治会に加入していない人



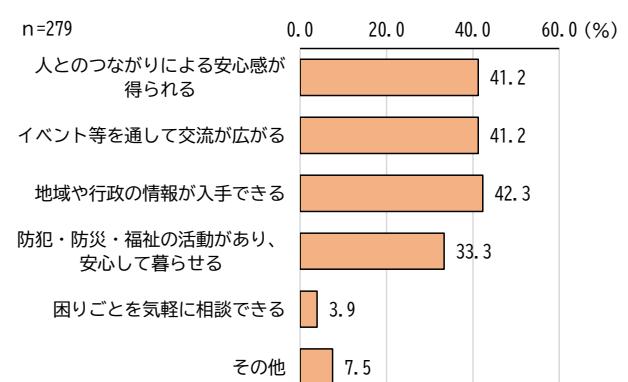
【自治会を脱退した理由】

★自治会を脱退している人



【自治会活動におけるメリット】

★自治会に加入している人、脱退した人



⑤ 地域活動について

地域活動の参加状況については、「参加している」「できる限り参加している」の合計が4割程度となっています。

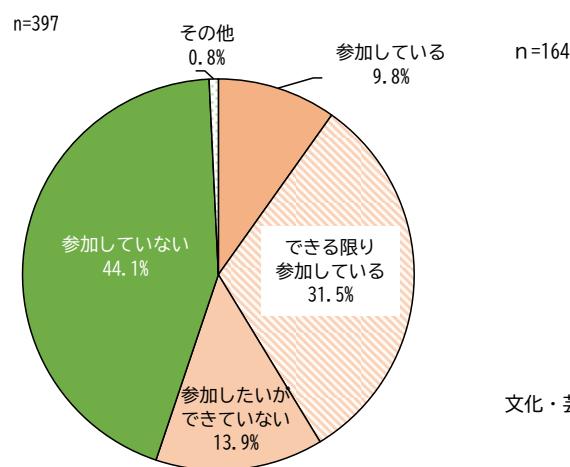
どのような地域活動に参加したことがあるかについては、「祭り、イベント等」「地域美化・清掃活動」が高くなっています。

地域活動に参加していない理由については、「仕事等が忙しく時間がない」が5割程度と高くなっています。

今後の自治会との関わり方については、「無理のない範囲で協力したい」が6割程度と最も高くなっています。

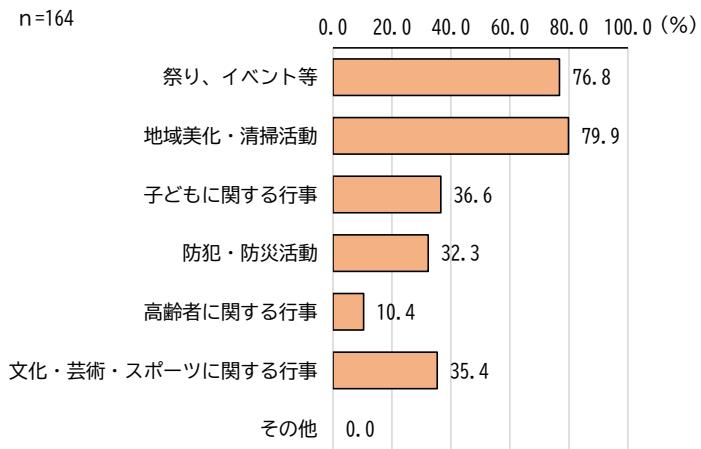
地域活動の参加状況

【地域活動に参加したことがあるか】



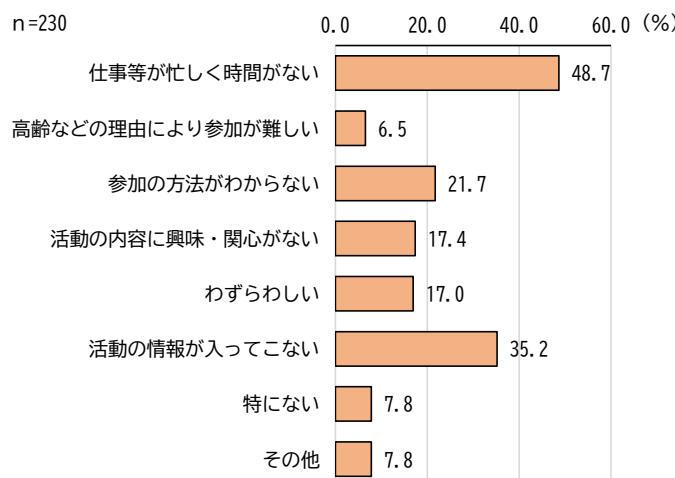
【参加したことがある地域活動】

★地域活動に参加している人

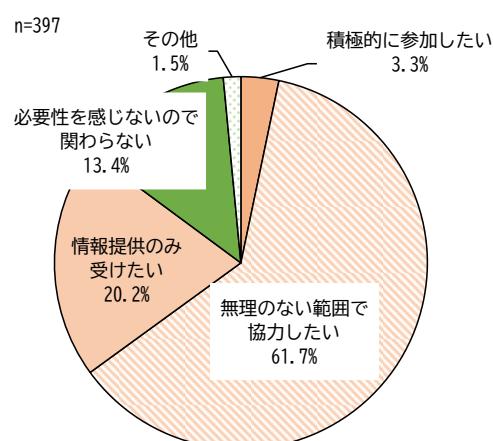


【地域活動に参加していない理由】

★地域活動に参加していない人



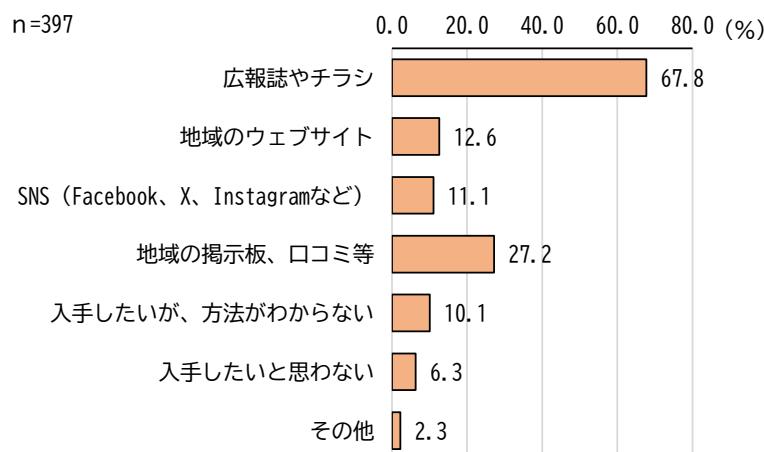
【今後の自治会との関わり方】



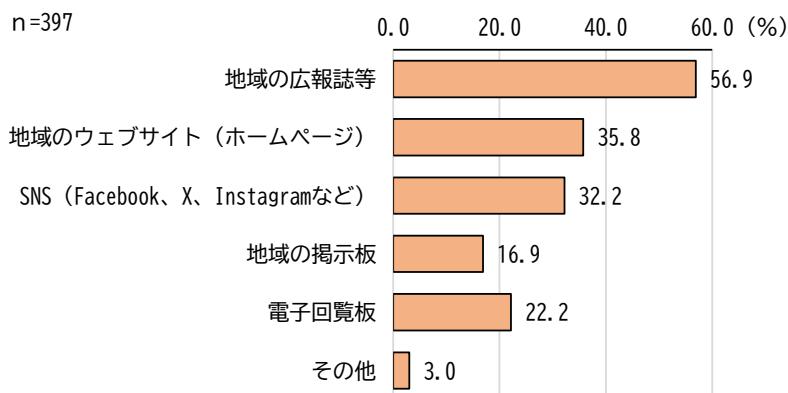
地域活動に関する情報の入手方法は、「広報誌やチラシ」が7割程度と高くなっています。地域活動に関する情報をどのような形で発信してほしいかについては、「地域の広報誌等」が最も高く、次いで、「地域のウェブサイト(ホームページ)」「SNS(Facebook、X、Instagramなど)」となっています。

地域活動の情報について

【地域活動の情報入手方法】



【地域活動の情報発信の希望】



⑥ 公民館・コミュニティセンターについて

地域の市民センター内にある、公民館やコミュニティセンターを利用したことがあるかについては、「ある」が6割程度となっています。

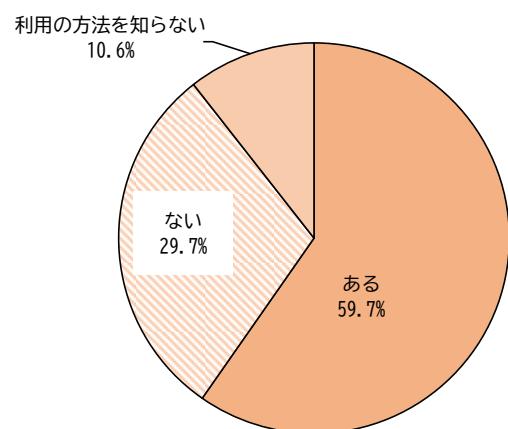
公民館やコミュニティセンターをどのような活動で利用したことがあるかについては、「地域の行事」が高くなっています。

今後、公民館やコミュニティセンターを利用しようと思うかについては、「どのように利用したらいいのかわからない」が4割以上と最も高くなっています。

公民館・コミュニティセンターの利用状況

【公民館等を利用したことがあるか】

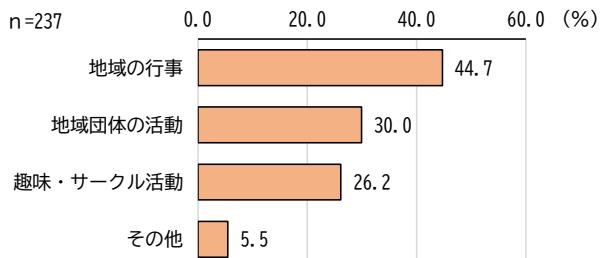
n=397



【どのような活動で利用したことがあるか】

★利用したことがある人

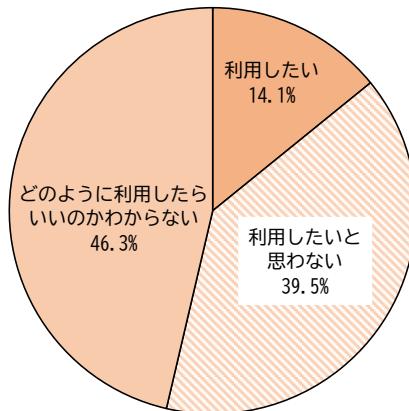
n=237



【今後、公民館等を利用しようと思うか】

★利用したことがない人

n=160



(2) 市民活動センター登録団体アンケート

令和7年9月に実施した「市民公益活動支援のあり方に関する大津市市民活動センター登録団体アンケート」より結果を抜粋して掲載しています。

◆市民公益活動支援のあり方に関する大津市市民活動センター登録団体アンケートの概要

実施期間：令和7年9月12日～10月5日 調査方法：郵送による発送・WEB回答または郵送、持参
調査対象：大津市市民活動センターの登録団体、210団体 回収数：71団体（回収率33.8%）

※集計は無回答を除く。

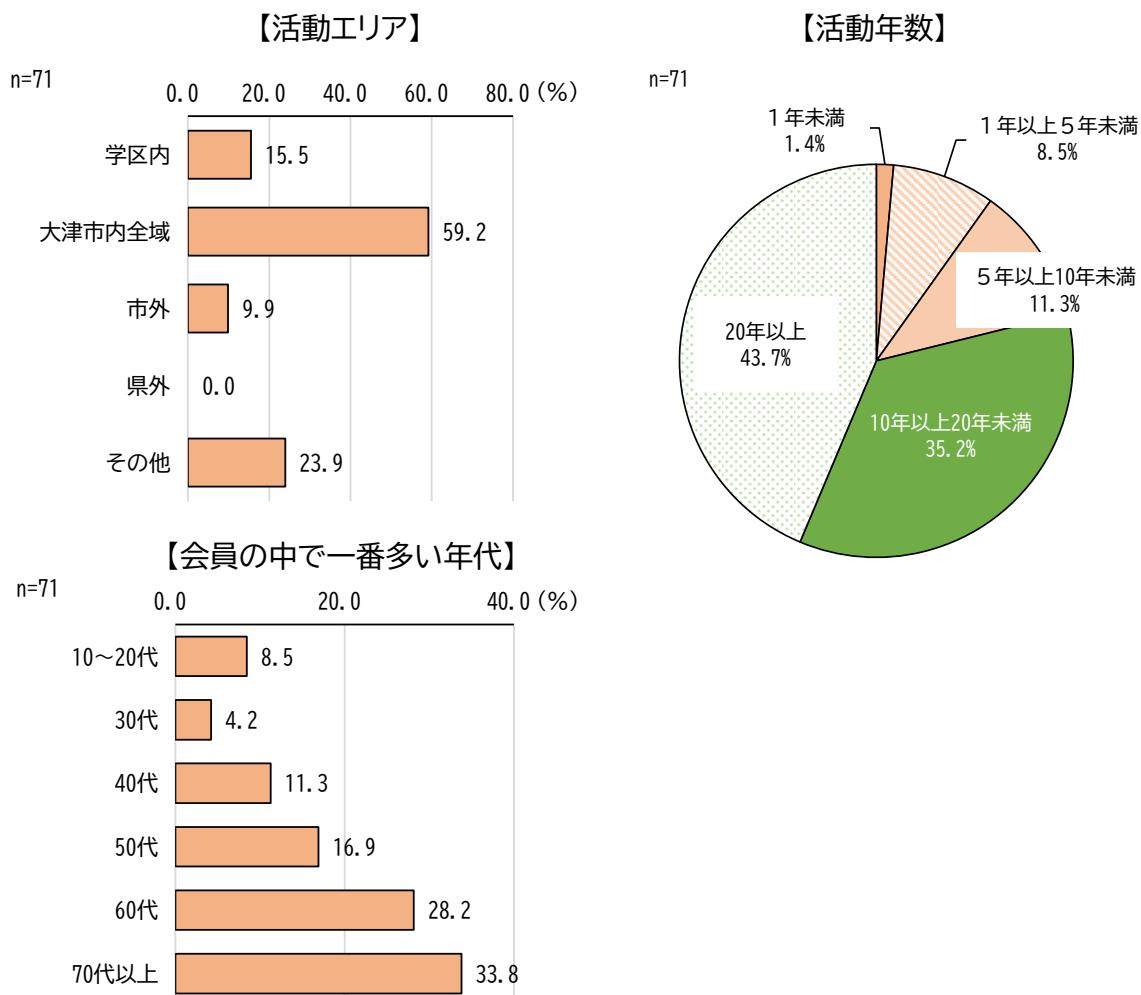
① 団体について

活動エリアは、「大津市内全域」が高くなっています。

活動年数は、「20年以上」が4割程度、「10年以上20年未満」が3割程度と高くなっています。

会員の中で一番多い年代は、「70代以上」が3割程度と最も高く、次いで「60代」となっています。

団体について

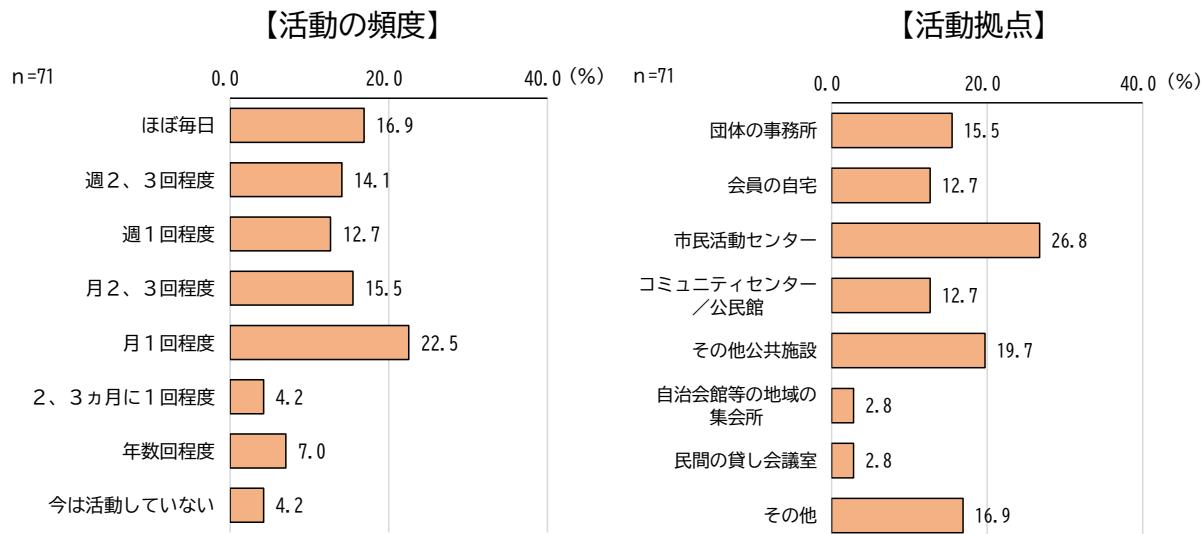


② 活動について

活動の頻度については、「月1回程度」が高くなっています。

活動拠点については、「市民活動センター」「その他公共施設」が高くなっています。

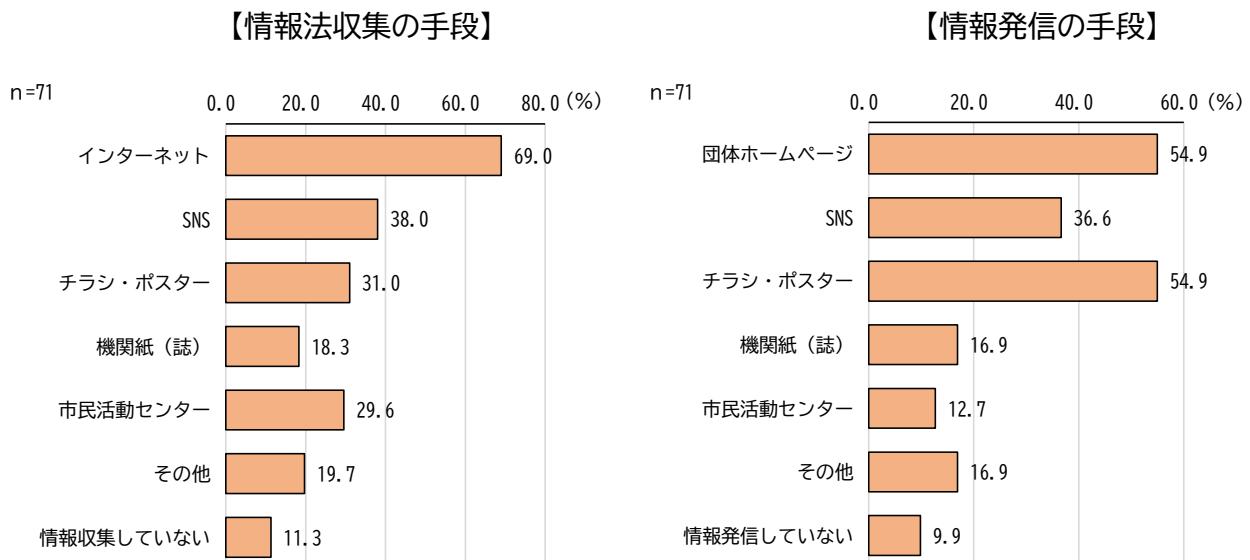
活動頻度と活動拠点



活動のための情報収集の手段については、「インターネット」が7割程度と高くなっています。

活動のための情報発信の手段については、「団体ホームページ」「チラシ・ポスター」が5割程度と高くなっています。

情報収集・発信手段



③ 団体活動の課題について

【活動場所に関する課題】

自由意見一覧（抜粋）
・大津市には自由に使える公共スペースが少ない。
・市内全域を対象にしているため、公民館では活動できない。
・デジタル化が進んでいるが、子どもへの支援など紙ベースも必要。市民活動センターで安く印刷でき、すぐに会議ができる。
・市民活動センターが直営となったときに、今までと同じような形で、団体同士のマッチングや相談等を行うことが可能なのか知りたい。

【情報収集・情報発信に関する課題】

自由意見一覧（抜粋）
・企画して市民に呼びかける手段、方法が限定されている。
・発達に課題を抱える子どもの子育てをしていく上で、つながりを求める親子に情報が届いているか。子育てにしんどさを抱える親子が少しでも楽になる場をつくりたいと願っている。
・独自に会員募集や口コミで募集活動を行っているが、過去に市民活動センターとタイアップし、活動センターの主催で会員募集を行い、多数の人が参加され、その中でさらに興味のある人が団体に加入されたという成果があった。

【人材育成での課題】

自由意見一覧（抜粋）
・構成員の高齢化に伴い、今後活動を続けられるような若い人材が必要。具体的には、経験、体力、時間を持ち合わせた人材（主に60代）を求めてはいるが、いくつになっても働き続ける社会へ変化し、後を託す人材がない。
・構成メンバーの高齢化に伴う活動の体力的負担。今まで関わっていた自治会、学区社協の組織の変化で協力体制が変わり、福祉委員をなくしていく方向になってきた。重い机など運ぶのに人手が足りなくなってきた。

【連携・交流での課題】

自由意見一覧（抜粋）
・歳を重ねてきて、季節の行事、遠足等ができなくなってきた。子どもたちの居場所をどうするか、市民交流の場を、社協とかNPOとの協働での研修や交流があるといいと思う。
・若い世代の人たちに関心をもって参加してもらうことが最大の課題になっている。

【課題を解決する方法】

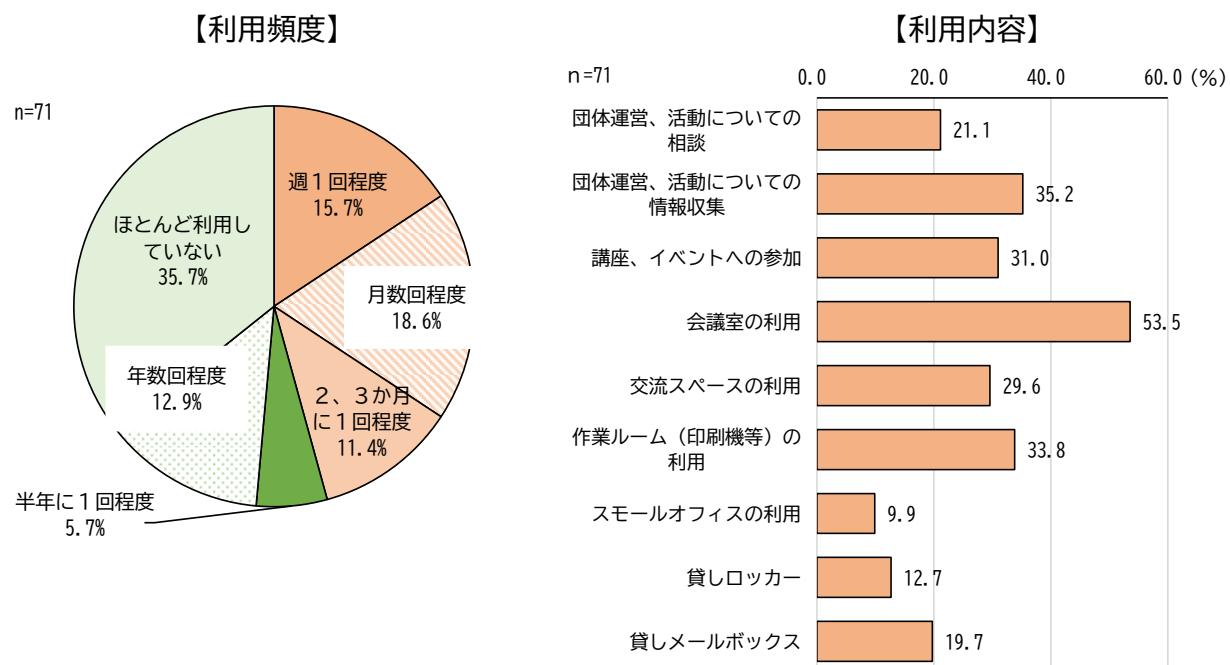
自由意見一覧（抜粋）
・補助金を得て活動しているが、毎年不足分は寄付に頼っている。但し寄付は非常に不安定でさらに不足分は団体代表の私費から流用せざるを得ない。
・収益があるイベント等を開催するが得られる収益も限られている。資金調達に課題を持つ他の市民活動団体と合同で常時オープンのカフェを運営し、確かな利益を得ることを検討したい。

④ 市民活動センターの利用状況について

どの程度市民活動センターを利用しているかについては、「ほとんど利用していない」が最も高く、次いで「月数回程度」となっています。

市民活動センターの利用内容については、「会議室の利用」が5割程度と高くなっています。

市民活動センターの利用状況



【市民活動及び市民活動センターの利用に関するここと】

自由意見一覧（抜粋）

- ・市民活動を行うには、いろんな団体とつながり、協力、協働が不可欠。市民活動センターは、あらゆる面でその港のような役割となっている。具体的には、いつでも誰でもスペース（居場所）、活動に参考となる書物、相談したり、助けていただいたら、頼りになるスタッフ、ちらしやポスター、印刷に作業ルームがある。開かれた広報活動の場として、市民活動をする団体になくてはならない場となっている。
- ・駅近でとても便利。会場使用申し込みの仕方もわかりやすくて助かっている。コピー、印刷が手軽にでき、資料作りの負担が軽くなる。音を出しても問題がない場所はここしかない。
- ・公共の施設として会議室を利用できるのはとてもありがたい。チラシを置かせてもらえるので、活動の紹介ができる。鍵付きロッカーがあるので、受付に必要なものも管理できる。
今の市民活動センターがとても利用しやすく、市民の活動、よりよいつながりやまちづくりなど、意識をもって取り組み、活動しているすべての市民を応援してくださるのが市民活動センターだと思っている。
- ・市民活動は多分に「公」の事を担っていると思う。時としては「公」の代わりをしていると言っても過言ではない。「公」の良さと、小回りが効く市民活動の良さをうまくかみ合わせるにはどうしたら良いのか議論ができればと思う。

3

計画の策定経過

日程	会議名	内容
令和7年8月25日	第1回大津市協働を進める 三者委員会	大津市協働のまちづくり推進計画後 期改定計画策定に向けての議論
令和7年9月11日	第2回大津市協働を進める 三者委員会	大津市協働のまちづくり推進計画後 期改定計画素案についての議論
令和7年11月5日	大津市職員協働推進本部本 部員会議	大津市協働のまちづくり推進計画後 期改定計画素案についての意見聴取
令和7年11月7日	第3回大津市協働を進める 三者委員会	大津市協働のまちづくり推進計画後 期改定計画素案についての議論

○大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例

大津では、里山や琵琶湖の豊かな恵みを、古代から現代に至るまで享受し、守りながら、人々が行き交い、暮らしを受け伝え、まちを発展させてきました。

こうした営みを、地域社会の助け合いの仕組みである「結」などによって、人々は守ってきました。

また、こうした仕組みの中で、人々は、お年寄りや子どもを気遣い、全ての人が安心して生きることができる社会の実現に向けた努力を積み重ねてきました。

今日では、多くの公共サービスが行政によって担われています。しかし、人々の生活や価値観が多様化し、行政のサービスでは対応できないことが増え、多様なニーズに対応する人材や財源の確保が難しくなってきています。

その一方で、大津では、市民・市民団体及び事業者による市民公益活動が盛んになっています。この市民公益活動と行政の力を合わせて「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」ことができれば、自治の力は高まり、まちは生き生きとします。これらの活動をより創造的かつ持続的に育むためには、大津が歴史的に育んできた「結」の仕組みを現代に甦らせ、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、対等な関係のもとで共通の目的を持ち、共に社会基盤を整えることが求められています。

この条例は、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、「協働」という新しい「結」を実現するための理念と仕組みを明らかにするものです。わたしたちは、この仕組みを活用し、市民・市民団体、事業者及び市という立場から、またそうした立場を超えて愛着と誇りを持つことができる大津を築いていくためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における協働によるまちづくりの基本理念及びその実現を図るための協働に関する基本的事項を定め、協働によるまちづくりを推進することにより、人と人のつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたくなる大津を築いていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協働 市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むことをいう。

(2) 参画 協働によるまちづくりを推進するために必要となる取組の企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において市民・市民団体、事業者及び市が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。

(3) 市民公益活動 市民・市民団体及び事業者が自主的かつ主体的に行う活動であって、不特定多数のものの利益の増進を図ることを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 市民公益活動団体 本市の区域内において市民公益活動を継続的に行う市民団体又は事業者をいう。

(5) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は本市の協働に参画する者

(6) 市民団体 地域自治組織（自治会その他の本市の区域内に居住する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体をいう。

(7) 事業者 本市で営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(8) 社会資源 人材、情報、資金、場所、知恵、技等の協働の推進に必要な資源をいう。

(基本理念)

第3条 協働によるまちづくりは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて推進するものとする。

(1) 市民・市民団体、事業者及び市は、共にまちづくりに取り組むパートナーとして常に対等であること。

(2) 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれがまちづくりの当事者意識を持つとともに、自主性を重んじること。

(3) 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれ互いの特性と役割を理解し、長所を活かし合うとともに、互いに求められる役割を高められるよう自己変革に努めること。

(4) 市民・市民団体、事業者及び市は、互いにまちづくりに必要な情報を発信し、その共有に努め、透明性の高い開かれた関係を目指すこと。

(5) 市民・市民団体、事業者及び市は、互いにまちづくりの目的意識の共有に努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体として自らができる考え、行動するとともに、協働によるまちづくりに積極的に参加し、及び参画するよう努めるものとする。

2 市民は、自らだけでなく、一人でも多くの市民が協働によるまちづくりに参加し、及び参画することができるよう連携に努めるものとする。

3 前2項の市民の役割は、強制されるものではなく、一人ひとりの市民の自発性に基づくものでなければならない。

(市民団体の役割)

第5条 市民団体は、市民、事業者及び市との協働を図り、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市民団体は、地域社会の一員としてその活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、市民の参加又は参画が得られるよう努めるものとする。
- 3 市民団体は、協働によるまちづくりの推進のため、財政基盤を整えるよう努めるものとする。
- 4 前3項の市民団体の役割は、強制されるものではなく、市民団体の自発性に基づくものでなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、協働に関する理解を深めるとともに、自発的に協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、地域経済の発展及び雇用の確保等に果たす役割を自覚し、市民・市民団体及び市と連携し、及び協力して、地域の活性化に努めるものとする。
- 3 事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、積極的に社会資源の提供に努めるものとする。
- 4 前3項の事業者の役割は、強制されるものではなく、事業者の自発性に基づくものでなければならない。

(市の役割)

第7条 市は、協働によるまちづくりを率先して推進するものとする。

- 2 市は、協働によるまちづくりの推進のため、本市職員の意識、行政運営及び行政組織に関する改革に努めるものとする。
- 3 市は、協働によるまちづくりの推進を図るため、公共的な課題に取り組む市民公益活動が活発に行われるようにするための環境整備に努めるものとする。
- 4 市は、基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するために必要となる施策（以下「協働施策」という。）を実施するよう努めるものとする。

(啓発及び研修)

第8条 市民・市民団体、事業者及び市は、自ら協働に関する理解を深めるとともに、相互に協力して、協働に関する啓発及び研修を行うものとする。

- 2 市は、協働に関する啓発、研修等を通じて、本市職員の理解の増進を図るとともに、本市職員による協働によるまちづくりの実践に役立てるよう努めるものとする。

(情報共有)

第9条 市民・市民団体、事業者及び市は、協働によるまちづくりに関する必要な情報を相互に発信し、及び収集し、並びに共有するよう努めるものとする。

- 2 市は、協働によるまちづくりに関する情報環境を整備し、情報の活用に努めるものとする。
- 3 市は、市の施策の企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程において、情報の提供に努めるものとする。

(協働によるまちづくりの推進のための資金)

第10条 市民・市民団体、事業者及び市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達及び配分に努めるものとする。

2 市は、協働によるまちづくりを推進するため、予算の範囲内で、適切な財政的措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動場所)

第11条 市民・市民団体、事業者及び市は、市民公益活動を推進するため、活動場所を相互に提供し、活用し合うよう努めるものとする。

2 市は、市民公益活動を推進するため、市民公益活動団体への公共施設の提供に努めるものとする。

(協働事業の推進)

第12条 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれの社会資源を活かした協働による事業（以下「協働事業」という。）の推進に努めるものとする。

2 市は、市の業務のうち市民・市民団体及び事業者が有する専門性、地域性等の特性を活かすことができる分野については、当該業務を委託し、又は当該業務への提案等の機会を確保するよう努めるものとする。

3 市は、市民・市民団体及び事業者が多様な形態で市政に参画することができるための仕組みを整備するよう努めるものとする。

(大津市協働推進計画)

第13条 市長は、協働施策を総合的かつ計画的に推進するため、大津市協働推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画の策定、変更及び廃止に当たっては、次条に定める委員会の意見を聞くものとする。

3 市長は、推進計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、毎年度、推進計画に基づいて講じた協働施策の実施状況を公表するものとする。

5 市長は、協働施策の実施状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直すものとする。

(大津市協働を進める三者委員会の設置)

第14条 この条例による協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるため、市長の附属機関として、大津市協働を進める三者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

3 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進計画の策定、変更及び廃止に関すること。
- (2) 協働施策の評価に関すること。
- (3) 協働施策の提案に関すること。
- (4) 協働事業の推進に関すること。
- (5) その他協働によるまちづくりの推進のため市長が必要と認めること。

- 4 委員会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 5 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 6 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する 18 歳以上の者で、市長が行う委員の公募に応募したもの
 - (2) 市民公益活動団体の構成員
 - (3) 事業者の役員又は職員
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 本市職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適當と認める者
- 7 前項第 1 号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、公募によらず、本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する 18 歳以上の者のうちから委員を委嘱することができる。
- 8 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員は、再任されることができる。
- 10 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開する。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

（条例の検討）

第 15 条 市長は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

5

大津市協働を進める三者委員会

(1) 大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成23年条例第1号）第14条第11項の規定に基づき、大津市協働を進める三者委員会（以下「委員会」という。）の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、市民部自治協働課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 大津市協働を進める三者委員会委員名簿

任期：令和6年3月1日から令和8年2月28日

区分	氏名	所属団体役職等
学識経験者	築地 達郎	龍谷大学社会学部コミュニケーションマネジメント学科准教授
	上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター 特任講師
公募委員	沼井 哲男	公募委員
市民公益活動団体	内田 香奈	特定非営利活動法人きょうとNPOセンター 副統括責任者京都市市民活動総合センター 運営副主幹
	清水 耕二	長等学区自治連合会 会長
事業者	木村 路子	合同会社 ホイクネット 代表 佛教大学 キャリアサポートセンター専門員（保育士）
	浜崎 大祐	株式会社 浜崎総合鑑定地所 代表取締役 唐崎学区自治連合会 副会長
市職員	東 弘典	市民部 次長

(1) 大津市職員協働推進本部設置規則

(設置)

第1条 大津市「^{ゆい}結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成23年条例第1号。以下「条例」という。）の基本理念に基づく協働のまちづくりを推進するため、大津市職員協働推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 本部の所掌事務（以下「所掌事務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 協働によるまちづくりを推進するために必要となる施策の調査及び研究に関すること。
- (2) 市民公益活動が活発に行われるようにするための環境の整備に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 大津市協働推進計画に関すること。
- (4) 市民・市民団体又は事業者の提案による協働事業（条例第12条第1項に規定する協働事業をいう。）の推進に関すること。

(組織)

第4条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 推進員
- 2 本部長は、主管の副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民部長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1の本部員の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第2の本部員の欄に掲げる職にある者（当該職にある者が2人以上いるときは、それらの者の中の1人とする。）に対し市長が委嘱する。
- 5 推進員は、別表第1の推進員の欄に掲げる職にある者（当該職にある者が、いないときは当該職に係る課において当該職以上の職位にある者の中から市長が指名する者とし、2人以上いるときはそれらの者の中から市長が指名する者とする。）をもって充て、及び別表第2の推進員の欄に掲げる職にある者（当該職にある者が、いないときは当該職に係る課において当該職以上の職位にある者の中の1人とし、2人以上いるときはそれらの者の中の1人とする。）に対し市長が委嘱する。

(職務)

第5条 本部長は、市長の命を受けて、本部の事務を総括するとともに、本部員及び推進員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受けて、所掌事務を処理する。
- 4 推進員は、本部員を補佐し、所掌事務を処理する。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部員会議及び推進員会議とする。

(本部員会議)

第7条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、所掌事務について審議する。

- 2 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 3 本部員会議は、必要があると認めるときは、本部員会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(推進員会議)

第8条 推進員会議は、副本部長、市民部次長である本部員及び推進員で構成し、所掌事務について協議する。

- 2 推進員会議は、副本部長が招集し、副本部長が議長となる。
- 3 推進員会議は、必要があると認めるときは、推進員会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキングチーム)

第9条 本部長は、専門の事項を審議させるため必要があるときは、本部にワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、ワーキングメンバーで構成する。
- 3 ワーキングメンバーは、職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。この場合において、ワーキングメンバーの一部については、公募に応募した職員及び推進員（ワーキングチームの業務に従事することを希望する者に限る。）のうちから任命し、又は委嘱するものとする。
- 4 ワーキングメンバーの任期は、2年以内において市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 ワーキングメンバーは、本部長が指揮監督する。
- 6 ワーキングメンバーは、本部員及び推進員を補佐し、所掌事務を処理する。
- 7 ワーキングチームにチームリーダーを置き、ワーキングメンバーの互選によって定める。
- 8 ワーキングチームは、チームリーダーが招集する。

(庶務)

第10条 本部の庶務は、市民部自治協働課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年6月29日から施行する。

別表第1（第4条関係）

部局	本部員	推進員
政策調整部	政策調整部次長	企画調整課長補佐
総務部	総務部次長	総務課長補佐
市民部	市民部次長	自治協働課長補佐
健康福祉部	健康福祉部次長	福祉政策課長補佐
こども未来部	こども未来部次長	こども・若者政策課長補佐
産業観光部	産業観光部次長	商工労働政策課長補佐
環境部	環境部次長	環境政策課長補佐
都市計画部	都市計画部次長	都市計画課長補佐
建設部	建設部次長	建設監理課長補佐

別表第2（第4条関係）

部局等	本部員	推進員
企業局	企業経営部企業調整監	企業総務課長補佐
教育委員会	教育部次長	教育総務課長補佐
消防局	消防局次長	消防総務課長補佐

7

用語解説

用語	説明
NPO 法人	特定非営利活動法人。特定非営利活動促進法に基づき、特定の非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人のこと。
大津市協働を進める 第三者委員会	『大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例』に基づき、協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるため、市長の附属機関として設置するもの。市民、市民団体、事業者、学識経験者等により構成する。
大津市職員協働推進 本部	市民、市民活動団体、事業者などとの「協働のまちづくり」を推進するために設置された府内の協働の推進組織。 「大津市協働のまちづくり推進計画」に沿って協働事業の進捗管理や、新たな協働の機会の検討を行う。
大津市まちづくりガ イドブック	市職員をはじめ、市民・市民団体及び事業者が、協働で事業に取り組む際の考え方や手法をまとめた実践的な手引書。協働によるまちづくりに取り組む際の考え方や相談機関などが掲載されている。
大津市「結の湖都」協 働のまちづくり推進 条例	人と人とのつながりや助け合いに基づき、市民・市民団体・事業者・行政の三者が協力し、地域課題の解決と持続可能なまちづくりを進めるための基本理念と仕組みを定めた条例で、平成 23 年 4 月に施行された。
オープンデータ	国や地方公共団体などが保有する公共データを、営利・非営利を問わず誰もが自由に利用（複製、加工、再配布など）できるよう、二次利用が可能なルールのもとで、機械判読に適した形式（コンピュータで自動処理しやすい形式）で公開すること。また、そのように公開されたデータ自体を指す。
教育振興基本計画	教育基本法第 17 条第2項の規定に基づき策定する、教育振興のための施策に関する基本的な計画。大津市では令和 7 年 3 月に「第 4 期大津市教育振興基本計画」を策定した。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であること。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
協働	複数の主体が何らかの目標を共有し、共に力をあわせて活動すること。

用語	説明
コミュニティセンター	地域のまちづくり活動及び地域交流の拠点として活用することができる施設。 令和元年に「大津市コミュニティセンター条例」を制定し、令和2年4月1日以降、地域の実情に合わせ公民館をコミュニティセンターへ移行している。
事業者	社会福祉を目的とする事業やサービスを行う企業等。
自主運営試行事業	公民館をコミュニティセンターに移行するにあたり、地域住民等に運営のための組織づくりや運営ノウハウの習得の機会を提供することを目的としている事業。
次世代まちづくり事業	まちづくりを担う次の世代である高校生または、大学生により構成された学生団体からまちづくりのための提案を募集し、市と共同で事業を実施することで、まちづくりに関わる機会を創出することを目的としている事業。
市民活動	NPO 法人やボランティア団体等のテーマ型組織による、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のこと。
市民活動センター	市民公益活動に関する人や情報が活発に行き交い、地域団体、市民団体、事業者等が連携し、交流が促進される協働の拠点施設となるよう、平成 18 年に開設した施設。 また、多様な主体が行う様々な活動をつなぎ合わせ、「点」から「線」、「面」の活動につなげていけるよう、中間支援機能の役割を担う。
市民公益活動	市民が自主的かつ主体的に行う活動であって、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、営利を目的としないものをいう。
市民センター	行政窓口である支所と、生涯学習やまちづくりの拠点である公民館・コミュニティセンターの複合施設として、市内 36 箇所に市民センターを設置している。
地域活動	自治会等の地縁組織で行われる、区域の環境美化や地域住民相互の連絡、防災活動・地域の安全確保等の活動やボランティア等のこと。
地域カルテ	人口をはじめとした基礎的な統計情報や地域の特徴、地域活動情報などをまとめたもの。
地域自治組織	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一步踏み出した活動を行っている組織のこと。

用語	説明
地域福祉計画・地域福祉活動計画	「地域福祉計画」は行政が策定する公的な計画であり、市町村の福祉全体を総合的に推進するもの。一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会などが中心となり、住民が主体となって行う具体的な福祉活動を定めた民間の計画。大津市では令和4年3月に「第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定した。
中間支援機能	市民や市民団体、事業者などの間に立ち、そのつなぎ役として活動支援や情報提供、コーディネートなどを行うサポート機能のこと。
電子回覧板プラットフォーム	従来の紙の回覧板をデジタル化したシステムのことで、パソコンやスマートフォンを使って地域や組織の情報（回覧板、お知らせ、連絡事項など）をオンラインで共有する仕組み。
パワーアップ・地域活動応援事業	市民と行政とのパートナーシップのもと、地域の課題解決やまちの活性化に向けて取り組む、市民団体等の主体的なまちづくり活動（公共サービスの提供）を支援する補助制度。
プラットフォーム	利用者と生産者など異なるグループや要素を仲介し結びつけることでネットワークを構築する基盤。情報、財、サービスなどの交換を可能にするもの。
ボランティア活動	自発的な意思に基づいて、報酬を求めずに社会や人のために貢献する活動のこと。地域支援、環境保全、災害救援など、様々な分野で行われている。
まちづくり協議会	協議に基づき地域の課題は地域で解決する住民主体の自治組織であり、自治会や自治連合会を含めた複数の各種団体、地域の事業者や個人等多様な主体を包括した当該地域を代表する組織。
マッチング	ニーズを持った個人や団体同士を適切に結び付けること。

**大津市協働のまちづくり推進計画
後期改定計画**

発行／大津市（自治協働課）

発行年月／令和8（2026）年3月